

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
006020	マークインターナショナル株式会社 (チームヴィジョン22)	PINEWOOD OKINAWA MOVIE STUDIOS (POMS) 雇用促進・観光・貿易振興を目的とした世界レベルでのコンテンツ産業創造プロジェクト	都市計画法34条 道路法	国家戦略特区に指定された場合は手続きを簡素化できるようにする	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。	-	-	-
007010	合同会社フロンティアファーム	市街化調整区域における農家民宿開業の簡素化	都市計画法第34条	既存の建物を利用した農家民宿を開業する際は開発許可を不要とする。	市街化調整区域における既存建築物の用途変更に当たり開発許可は不要ですが、都市計画法第42条第1項又は第43条第1項に基づく許可が必要となる。 当該許可は、市街化調整区域におけるスプロール防止や、宅地における一定の水準の確保を目的に個別に都道府県等の許可に係らしめるものであり、ご提案のケースは利用形態を大きく変更するものであることから、一律に許可不要とすることは困難である。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。	右提案者から示された建築基準法上の取扱いに関する通知と同様の取扱いが都市計画法でも可能か否か、その理由も含め、具体的に回答されたい。	開発許可は、スプロールの防止や宅地における一定水準の確保を目的に許可に係らしめているものであり、立地に係る審査や、地盤の改良、排水施設の設置等といった災害防止等のために安全上必要な措置について審査する役割を担っているところである。 今回ご提案の農家住宅の民宿転用については、農業に直接従事する者が当該農地の近傍に立地することがやむを得なく、かつ自己居住用であることから例外的に許可不要として取り扱っているが、民宿への転用に当たっては、改めてこれらの審査を行うことが適当である。 また、市街化調整区域は市街化を抑制する地域として開発行為が規制されており、民宿についても本来であれば許可に係らしめる必要があることを踏まえると、イコールフッティングの観点から制度上の不整合が生じることとなる。 以上から、今回の事例のような場合において許可不要とすることは困難である。 なお、開発許可権者が許可手続において、民宿転用については書類や事務手続を簡素化することにより、手続期間の短縮等をすることは運用上可能である。 建築基準法の取扱いに関する通知については、建築物の安全性の観点から法に基づき適正に整備された住宅の一部を民宿として使用する場合においても住宅と同様の取扱いとするといった運用を示したものであり、都市計画法の開発許可制度とは規制の趣旨が異なるものである。	
012010	神奈川県厚木市	世界と闘う国際的ビジネス拠点形成事業	建築基準法 第52条	スピード感を持って、世界と闘う国際的ビジネス拠点の形成を実現させるため、「世界最先端の研究、開発製造等を行う業務拠点を整備する」場合に限り、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の容積率を特別に加算できる制度を創設する。	建築基準法第52条に基づく容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の公共施設への負荷とのバランスを保ち、市街地環境の悪化を防止することを目的としており、各用途地域に応じた容積率のメニューを定めているところ。このメニューの中から市町村が都市計画において容積率を定めている。 このため、容積率300%の建築物が立地しても支障が無いと貴市が判断される地域において、都市計画の変更を行うことにより、指定容積率300%とすることが可能である。	-	-	-
013010	愛媛県喜多郡内子町 愛媛県	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
014010	「静岡県東部地区を介護特区に」プロジェクトチーム	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
015010	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想	道路運送法第78条、第79条、第79条の4 道路運送法施行規則第48条、第49条、第51条 道路交通法第66条第1項	自家用有償旅客運送の一種として、第2種免許を保有しない一般旅客自動車運送業以外の者(観光施設・民宿・観光ボランティア等)による観光客への観光施設送迎の緩和を行うことにより、観光施設や民宿等による自家用車での有償運送を可能とする。	自家用有償旅客運送は、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者の合意が得られた場合に限って例外的に実施できるものである。 平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化及び運送する旅客の範囲の拡大について制度の見直しを行ったところであり、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」についても実施主体とすることを可能とし、また、旅客の範囲について、当該地域が一定の条件下であることを市町村長が認めた場合に限り、地域外からの来訪者等の輸送も可能とすることとしており、ご要望の事業については現行制度においても運営協議会等での合意を得られれば実施は可能である。 なお、自家用有償旅客運送においては、運転手の資格要件に2種免許は義務づけているものではなく、1種免許の場合には国土交通大臣が認定する者が行う講習の受講等、一定の要件を付しているところである。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	無余地性の基準の適用除外について、国家戦略特区に限らず、構造改革特区として認めると、全国的な規制改革を求める。	-
015020	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想	海上運送法第21条の2	旅客不定期航路事業者の2地点間運航を可能とする。	2地点間の運送を乗合で継続して行う場合には、一般旅客定期航路事業として事業を行う必要があるが、旅客不定期航路事業と比べて手続きそのものに大きな負担の差はない。また、一般旅客定期航路事業であっても臨時のニーズには、事前届出による臨時便の設定により対応可能であり、定期ダイヤも柔軟に設定可能である。したがって、御提案の事業を実施することは、一般旅客定期航路事業の許可を取得することで対応可能であり、一般旅客定期航路事業での対応を第一義にお考えいただきたい。	-	-	-
015030	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想	通訳案内士法第36条	急増する訪日外国人旅行者に対応するため、英語検定や中国語検定などの資格保有者のうち、自治体が発給する研修を結たものについて、通訳案内士以外にも有償ガイドを認める。	ご提案の内容については、通訳案内士(国家資格)でない者であっても、地域の実情に応じて地方公共団体が独自に実施する研修を修了すれば、構造改革特別区域内において、外国人に対し、外国語で有償ガイドを行うことを可能とする「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が今通常国会に提出され、可決・成立したところ。 法律施行後、地方公共団体が、当該措置について構造改革特別区域の認定を受けることにより、ご提案の内容が実施可能になる。	-	-	-
015040	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想	旅行業法第3条、第7条、第11条の2	自治体やNPO法人が主催する有償の移住・農業体験ツアーについて、旅行業法の適用除外とする。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業者等に対し、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。 こうした消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が自治体やNPO法人である場合であっても遵守されるべきものであり、自治体やNPO法人について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
015050	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想	道路法第32条 道路交通法第77条	路上でのオープンカフェや移動販売車の営業について、道路使用・占用許可が取得しやすくなるよう強力的な運用を図る。	現行制度においても、オープンカフェや移動販売車は道路管理者の許可を受けられ、道路上に設置が可能であるが、道路の占用は、道路の構造、状態、周辺環境等を勘案して総合的に占用の可否を判断することとなっている。 また、ご提案内容については、国家戦略特別区域法第17条において措置済みであり、同法に基づく区域計画に「オープンカフェ、移動販売車」を設置する道路の区域を定めることにより、道路占用の許可にあたり、特例として、道路法第33条第1項に「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」と規定するいわゆる無余地性の基準の適用除外とすることが可能である。	右提案者の求める全国的な規制改革の実現の可否について、具体的に回答された。	無余地性の基準の適用除外について、国家戦略特区に限らず、構造改革特区として認められるなど、全国的な規制改革を求める。	(調整中)
024010	森ビル株式会社	国家戦略特区内の特定都市再生緊急整備地域に係る容積率規制の一律緩和(400%以上への底上げ)及び日影規制の適用除外	都市再生特別措置法 都市計画法 建築基準法	(都市再生特別措置法、都市計画法及び建築基準法の特例の追加) ・国家戦略特区の区域計画で指定する特定都市再生緊急整備地域(現在の指定容積率が400%未満のエリアに限る)については、都市計画法の特例として、一定の手続きにより都市計画の指定容積率を一律に400%以上に緩和する措置を行う。 ・国家戦略特区の区域計画で指定する特定都市再生緊急整備地域については、日影規制を適用除外とする。	都市計画決定権者の判断により、土地の高度利用の要請等の地域の特性を適切に反映した容積率を定めることが可能である。 また、建築基準法第56条の2に基づく日影規制は、地方公共団体が条例で指定する区域において、一定の日照等の環境を確保することを目的としているが、地方公共団体が条例で指定する区域の変更を行うことにより緩和可能である。	提案者は地方公共団体の運用による対応はハードルが高いという認識であり、今回、特定街区に類する制度拡充を別途提案しており、提案の可否及びその理由について、具体的に回答された。	・国土交通省回答について、地方公共団体の運用にて対応可能であることはもとより承知しているところ。 ・日影規制の適用除外を実現するため、国が主導して制度改革を行う方を再提案する。 ・都市再生特別地区について、特定街区(建築基準法52条から59条までの規定を適用除外)と同様に、建築基準法に「都市再生特別地区内の建築物については建築基準法56条の2(日影規制)を適用しない」とする規定を新設し、制度拡充を図る。	日影規制は、地方公共団体が条例で指定する区域において、一定の日照等の環境を確保することを目的として、即地的に定めるものであり、都市再生特別地区において日影規制を一律に適用除外とは困難です。 ただし、地方公共団体が条例で指定する区域の変更や当該規制に適合しない建築物であっても、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、用途地域に関わらず、当該規制を適用除外とすることが可能です。
031020	杉並区産業振興センター	杉並千客万来プロジェクト	イ 旅行業法第3条(登録)、第7条(営業保証金)、第11条の2(旅行業務取扱管理者の選任)	イ 特区内のみを対象とする「着地型旅行」については、事前に特区自治体が旅行内容を審査・承認することにより、旅行業法で定める「旅行者」以外の者であっても、「着地型旅行」の企画・専業が可能とする。 ＜審査、実施に際し区が行うこと＞ (1)特区の対象とする団体 ①法人格を持ち、②区で作成した基準に合致し、③財務諸表等の審査によって区が適当と認める団体。 (2)特区の対象とする旅程 ①区による旅程の事前確認(実踏等) ②実施事業者の保険加入義務化 ③法に準じた契約書面等の交付、旅程保証 以上により消費者保護を行うことを想定している。	旅行業法は、旅行者の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行者等に対し、営業保証金の供託義務、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。 こうした消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体がNPO団体や宿泊提供事業者である場合であっても遵守されるべきものであり、NPO団体や宿泊提供事業者について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	旅行業法の適用除外に関する事業の実施にあたっては、前提として、当区内に限定して実施するものを対象として考えている。その上で、消費者保護の具体的な対応として、①営業補償金の供託義務は、区への旅行保証金の納入、又はそれに代わる登録制度の創設、②契約書面等の交付義務は、旅行業法等に準じた対応、③旅行業務取扱管理者の選任は、区による事前の法人審査等の実施、さらに、区独自制度として旅程の事前確認、保険加入、を実施条件として考えている。これにより、消費者保護は確保できると考える。なお、当区内のみとする実施であることから区が事業者や実施の状況を直接把握できるため、法の趣旨・目的を遵守した実施は可能と考える。	(調整中)
031030	杉並区産業振興センター	杉並千客万来プロジェクト	道路法第33条第1項	道路の使用にあたって、オリンピック・パラリンピックの開催に伴う事業などにおいて、より柔軟な道路使用が必要な場合については、道路法によらず自治体の判断による道路の使用を可能とする。	道路の占用は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、道路の占用許可を行う者は、当該道路の構造、状態、周辺環境等を的確に把握、管理している道路管理者である必要がある。	-	-	-
032010	菊池製作所	ドローン特区	航空法 電波法施行規則第6条第2項、電波法関係審査基準	航空法の高度飛行制限、電波法による1.2GHz帯における出力を無線接続については100mW、画像転送等については3Wまで使用可能とすることにより、工場で生産したドローンの飛行検査が困難であったものが解消される。その上で、以下の飛行実験を実施したい。 ・南相馬市沖合いに長さ50km幅10km、高さ500m程度の自由航空域の設定 ・阿武隈山系、川内一葛尾一浪江一飯館一南相馬の山岳地域に幅10kmの飛行域の設定	平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上の飛行について、有人機と衝突するおそれがあるため、国土交通大臣の許可を求めている。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合には、飛行実験を行うことは可能である。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
034010	GREEN ZONE UAS	無線誘導航空機技術実証エリア98及び電動移動機器技術実証エリア	航空法 電波法	無線誘導機の基準を明確にするため、推進のためのガイドラインや法律を早急に制定する。	平成27年12月10日に改正航空法が施行され、無人航空機を飛行させる空域、飛行方法を定める制度が導入されたところ(詳細は http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html を参照されたい)。	-	-	-
036010	横須賀市	未利用公有地の有効活用について	公有地の拡大の推進に関する法律第9条	公法により先買いた公有地のうち、買取りの目的となった事業の廃止・変更により、利用見込みがなくなった土地について、買取り後10年を経過した場合に限り、公共的用途の制限を解除し土地の利活用・売却を可能とする。	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号、以下「公法」という。)は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的(公法第1条)とし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地の先買に関する制度の整備その他の措置を講じており、先買いに係る土地については、 ① 都市施設に関する事業 ② 取用資格事業 ③ ①又は②に準ずる事業(市街地開発事業、地方公共団体等が行う住宅又は住宅用地の賃貸又は譲渡に関する事業等)の用又はこれらの事業の代替地の用に供しなければならない(公法第9条第1項第1号、第2号及び第3号)。 このため、公法に基づき先買いに係る譲渡所得については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第34条の2第2項第4号に基づき1,500万円特別控除の適用も認められている。 一方、先買い制度により取得された長期保有土地の有効活用を図るため、平成18年の法改正において一定の要件を満たす場合には、用途制限を緩和しているところである。具体的には、買入れられた日から10年を経過した土地であって、買取りの目的とした事業の廃止又は変更等によって、①から③までの事業やその代替地の用に供される見込みがないものにおいては、先買い制度が目的とする都市の健全な発展と秩序ある整備に資する各種法定計画に位置づけられた事業である。 ④ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づく都市再生整備計画に係る特定の事業 ⑤ 地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく認定地域再生計画に係る特定の事業 ⑥ ④又は⑤のほか、都市の健全な発展と秩序ある整備に資する事業(多層分譲型団地形成促進法(昭和63年法律第83号)、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)又は中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に基づく特定の事業)の用に供することも認められている(公法第9条第1項第4号)。 したがって、先買い制度が都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とする以上、買取り後10年を経過した場合であっても、制度の目的から先買い制度により取得された土地については都市の健全な発展と秩序ある整備に資する事業の用に供される必要があり、その制限の解除は立法目的に反するため、できない。	-	-	-
038040	山口県周南市、櫛トクヤマ徳山製菓所、東ソー櫛南陽事業所、出光興産徳山事業所、櫛トクヤマロジスティクス、長府工業櫛	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	旅行業法第3条、第7条、第11条の2	法人化している地域コミュニティ組織等が、A.当該組織の構成員である宿泊業者や旅客自動車運送事業者の宿泊施設、運送機関を利用した少人数の体験型旅行の企画募集等を行う場合又はB.移住促進を目的として行う暮らし体験ツアー等の企画募集等を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とする。 又は ②旅行業法における下記事項については、適用除外とする。 ・旅行業務取扱管理者の設置要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託 ※域内の少額な旅行企画に限定し、かつ地域で責任を担保する体制を構築することにより、消費者保護を図る。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業者等に対し、営業保証金の供託義務、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。 こうした消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が法人化している地域コミュニティ組織等である場合であっても遵守されるべきものであり、法人化している地域コミュニティ組織等について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	ご案内のとおり、旅行業法に基づく、営業保証金の供託義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の義務は、旅行業が、特段の資産がなくとも事業を開始でき、不良業者が容易に参入できる一方、旅行中の安全確保や、旅行者の生命・身体安全等に対する重大な責任を負担すること等に鑑み、これらについては、原則として、例外を認めることはできない。 貴県のご提案は、「法人化した地域コミュニティ組織等」が、小規模な募集型企画旅行を実施する場合に、旅行業法の適用除外又は各義務の緩和を求めているが、「法人化した地域コミュニティ組織等」の概要、範囲が不明確であること、 ・旅行業者は、上述のとおり、旅行中の安全確保や旅行者の生命・身体安全に対する責任を負担し、事故発生を回避するために旅程を適切に管理する組織体制が必要であること。また、万が一、死亡・傷害事故等が発生した場合、損害賠償義務を履行できる財務体力が必要であること。 ・旅行参加者自体は、県内の者に限られない不特定多数の者であること。「法人化した地域コミュニティ組織等」による旅行業の実施は、これらの者に対する取引の安全(旅行業務取扱管理者の監督等の下による説明義務の適切な履行)を後退させる理由とはならないこと。 また、これらの義務に代替するものとしてご提案の「保険加入の義務付」、「責任体制の明確化」については具体的な内容が不明であること。等から、ご提案を認めることはできない。	A. 中山間地域が有する自然環境や歴史文化等の観光資源や食などを組み合わせたツーリズムの推進は、中山間地域の住民自らが地域資源を活かしたビジネスの創出を行う重要な取組となる。 B. 中山間地域への移住を促進するため、移住希望者に地域資源や暮らし体験等地域全体を紹介するに当たっては、地域コミュニティ組織が主体的にツアーを企画運営することが効果的である。 回答にある法の目的は理解しており、旅行企画の地域、金額、人数の限定や実施主体での「保険加入への義務づけや責任体制の明確化等により、旅行者の安全確保や消費者保護を図ることが可能と考えている。

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
038000	山口県 周南市、櫛トクヤマ徳山製造所、東ソー櫛南陽事業所、出光興産徳山事業所、櫛トクヤマロジスティクス、長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	旅行業法第3条、第7条、第11条の2	誘致活動を行うNPO法人が視察ツアー等の企画募集を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とする。又は ②旅行業法における下記事項については、適用除外とする。 ・旅行業務取扱管理者の設置要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託 ※域内の少額な旅行企画に限定し、かつ地域で責任を担保する体制を構築することにより、消費者保護を図る。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行者等に対し、営業保証金の供託義務、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。 こうした消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が法人化している地域コミュニティ組織等である場合であっても遵守されるべきものであり、法人化している地域コミュニティ組織等について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	中山間地域に都市地域等からのビジネス事業者を誘致する場合、誘致施設の紹介するだけでなく、地域資源や住環境、食文化などを組み合わせて地域の暮らしを体験してもらうことが効果的であり、またこうした視察ツアーを継続実施することでNPO法人の新たなビジネスに繋がる。 回答にある法の目的は理解しており、旅行企画の地域、金額、人数の限定や実施主体での保険加入への義務づけや責務制の明確化等により、旅行者の安全確保や消費者保護を図ることが可能と考えている。	ご案内のとおり、旅行業法に基づく、営業保証金の供託義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の義務は、旅行業が、特種の資産がなくとも事業を開始でき、不良業者が容易に参入できる一方、旅行者の安全確保や、旅行者の生命・身体の安全等に對する重大な責任を負担すること等に鑑み設けられたものであり、これらについては、原則として、例外を認めることはできない。 貴県のご提案は、「誘致活動を行うNPO法人」が、小規模な募集型企画旅行を実施する場合について、旅行業法の適用除外又は各義務の緩和を求めるものだが、「誘致活動を行うNPO法人」の概要、範囲が不明確であること、「旅行業法は、上述のとおり、旅行中の安全確保や旅行者の生命・身体に対する責任を負担し、事故発生を回避するために旅程を適切に管理する組織体制が必要であること。また、万が一、死亡・傷害事故が発生した場合、損害賠償債務を履行できる財務能力が必要であること。」 旅行参加者自体は、県内の者に限られない不特定多数の者であるところ、「誘致活動を行うNPO法人」による旅行業の実施は、これらの者に対する取引の安全（旅行業務取扱管理者の監督等の下による説明義務の適切な履行）を促進させる理由とはならないこと。 また、これらの義務に代替するものとしてご提案の「保険加入の義務づけ」、「責任体制の明確化」については具体的な内容が不明であること、等から、ご提案を認めることはできない。
038160	山口県 周南市、櫛トクヤマ徳山製造所、東ソー櫛南陽事業所、出光興産徳山事業所、櫛トクヤマロジスティクス、長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	道路運送車両法第4条、第58条(車両登録・車検) 自動車損害賠償保障法第5条(自賠責保険) 道路交通法第85条(運転免許)	自動車損害賠償保障法は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発展に資することを目的としていることから、自動車損害賠償責任保険等の契約が締結されている自動車であれば、運行の用に供してはならないことを定めている。このため、ご要望の燃料電池フォークリフトを、自動車損害賠償責任保険等の契約を締結せずに運行の用に供することはできない。 また、道路運送車両法は、自動車について、車両の運行に必要な安全性の確保を図るとともに、車両の運行に伴って発生する公害の防止その他の環境の保全を図る観点から、保安基準に適合すべきことを義務づけ、保安基準への適合性を確保するために一定の期間で検査を受け、検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く自動車については有効な自動車検査証の交付を受けなければ運行の用に供してはならないことを定めている。自動車のうち軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く登録自動車については、これらの自動車も国民の一般的な財産であることに鑑み、財産種の保護を図り、行政による自動車の使用実態の把握等を行うことを目的として、国による登録を受けなければ運行の用に供してはならないこととされている。したがって、ご要望の燃料電池フォークリフトが登録自動車である大型特殊自動車である場合には、財産種の保護、安全性の確保、環境保全の担保、行政事務の執行を担保する必要があることから、検査・登録を受けずに運行の用に供することはできない。 ご要望の燃料電池フォークリフトが小型特殊自動車である場合には、検査の対象外となるため、保安基準を満たしていれば、自動車検査証の交付なく、公道走行が可能となる。(ただし、この場合も自動車損害賠償責任保険等の加入が必要となる。) なお、ご要望にある臨時運行許可は、保安基準に適合している自動車について試運転や検査・登録を受ける等の限定的な場合にはのみ検査・登録を受けずとも運行の用に供することを認める特例的な制度であり、ご要望にあるような企業団地における公道を恒常的に走行する場合には、対象とならないものと考え。(なお、臨時運行許可を受けて自動車も運行の用に供する場合には、自動車損害賠償責任保険等の加入が必要となる。) 公道で自動車等の運転を行うことは、道路交通の危険と隣書を発生させるおそれがあるため一般には禁止し、運転免許試験に合格したような一定の資格を有する者に限り、そのような危険や隣書を発生させるおそれがないものと認めてこの禁止を解除して適法に運転を行わせることとしたものである。 したがって、運転免許を受けずに公道で自動車等を運転することは、道路交通の安全を確保する観点から認められない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	現行制度上、公道走行ができないことは認識している。 水素利活用技術の普及には、国が基本方針(水素・燃料電池戦略ロードマップ)の提示等を行うだけでなく、各地域において、初期需要の創出や水素ステーション等のインフラの整備等を一体的に進めていくことが重要である。今回の提案は、水素ステーションの隣接地で使用されているフォークリフトを燃料電池フォークリフトに切り替えることで、水素需要の創出を図るものであり、特に、走行エリア(水素ステーションの隣接地)、走行目的(フォークリフトへの充填のみ)を限定して行うものである。 水素社会の実現に向けた取組であることを踏まえ、改めて、省庁間でご検討いただきたい。	自動車損害賠償保障法は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発展に資することを目的としているところ、公道を自動車も運行する際には、水素を燃料とするか否かに関わらず、また、走行エリア及び走行目的を限定するか否かに関わらず、人の生命又は身体が害される恐れがあるため、自動車損害賠償責任保険の締結をせずに運行の用に供することは認められない。 また、道路運送車両法は、自動車について、車両の運行に必要な安全性の確保を図るとともに、車両の運行に伴って発生する公害の防止その他の環境の保全を図る観点から、保安基準に適合すべきことを義務づけ、保安基準への適合性を確保するために一定の期間で検査を受け、検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く自動車については有効な自動車検査証の交付を受けなければ運行の用に供してはならないことを定めている。自動車のうち軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く登録自動車については、これらの自動車も国民の一般的な財産であることに鑑み、財産種の保護を図り、行政による自動車の使用実態の把握等を行うことを目的として、国による登録を受けなければ運行の用に供してはならないこととしているところ、公道においては車両及び歩行者が行き交うことから、上記の観点から、水素を燃料とするか否かに関わらず、また、走行エリア及び走行目的を限定するか否かに関わらず、登録や自動車検査証の交付を受けることを義務づける必要があり、ご要望の内容は認められない。	
038170	山口県 周南市、櫛トクヤマ徳山製造所、東ソー櫛南陽事業所、出光興産徳山事業所、櫛トクヤマロジスティクス、長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	船舶安全法	液体水素を含む危険物を海上輸送時の安全基準は、「危険物船舶運送及び貯蔵規制」(昭和32年8月20日運輸省令第30号)及び関連告示に規定している。 液体水素輸送コンテナを活用して海上輸送等を行う場合には、同規則及び関連告示における「ボータブルタンク」の安全基準が適用される。	-	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
038180	山口県 周南市、櫛トクヤマ徳山製造所、東ソー櫛南陽事業所、出光興産櫛徳山事業所、櫛トクヤマロジスティクス、長府工業櫛	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	道路法第46条第3項	長大トンネルの通行規制の緩和	水底・長大トンネルについては、その特殊な構造のため、危険物の爆発等の事故が発生した場合には、トンネルの構造に回復不能の損害を与えることはもちろん、交通上も多大な被害が予想されることから、道路法第46条第3項に基づいて道路管理者が通行の禁止や制限の措置を行っているところであり、規制の緩和をすることは困難である。	-	-	-
039030	医療法人 添田歯科医院	メディカルタウン(仮称)の開発	都市計画法7条	市街化率20%を30%程度に見直す、または、当該地域における指定施設の適用除外	区域区分については、地域の実情に合わせて、県で定めるものである。 また、現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。	-	-	-
040020	医療法人 添田歯科医院	メディカルタウン(仮称)にシナジー効果を生む企業または医療施設の誘致	都市計画法7条	市街化率20%を30%程度に見直す、または、当該地域における指定施設の適用除外	区域区分については、地域の実情に合わせて、県で定めるものです。 また、現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっています。	-	-	-
041010	医療法人 添田歯科医院	メディカルタウン(仮称)にシナジー効果を生む周辺環境整備	都市計画法	実態に基づく法解釈	内容について提案者に追加で確認したが、具体的に求めている内容が不明瞭であるため、当省への提案として受け付け、対応することが困難。	-	-	-
041020	医療法人 添田歯科医院	メディカルタウン(仮称)にシナジー効果を生む周辺環境整備	建築基準法	実態に基づく法解釈	建築基準法上の接道の判断については、公園とは関係がなく、建築敷地が実態上、建築基準法上の道路と2メートル以上接しているかどうかをもって判断している。 また、法第43条ただし書の規定により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合には、接道しているとみなすことができる。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
043040	慶應義塾大学先端生命科学研究所 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 Spine株式会社 鶴岡市 山形県	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
051010	医療法人常聖会 巴外科内科	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
053010	江戸川区	地域活動と一体となった都市空間創出(国家戦略道路占用事業)	道路法第32条(道路占用許可) 道路交通法第77条(道路使用許可)	道路占用、道路使用を柔軟に許可	「物販については、どうしても道路に出ないといけない理由というのが難しいので、認められない」とのことだが、これが、道路法第33条第1項の「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」とするいわゆる無余地性の基準を指しているのか必ずしも明らかではないが、国家戦略特別区域法に基づく区域計画にオープンカフェ等を設置する道路の区域を定めることにより、道路占用の許可にあたり、特別として、無余地性の基準を適用除外とすることが可能となる措置を同法第17条において講じている。	-	-	-
055012	つくば農業生産農事株式会社	資源循環農業型社会構築による新規雇用拡大と地域農業活性化	都市計画法第34条	以下の施設について都市計画法の開発許可の緩和をして欲しい。 1. 工場への有効な一般交通機関が無いこと 2. 建設可能な市街化地域まで一定距離があること 3. 一定人数以上の託児所利用者が見込めること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても設置・運営を認める。 1. 近隣に代替できる販売施設が無いこと 2. あくまでも周辺住民へのサービスの一環であること 3. 工場で産出される製品に限定すること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても託児所の設置・運営を認める。 1. 近隣に有効な自然可能な宿泊施設が無い 2. 工場への有効な一般交通機関が無い 3. 広大な所有地を有する農業関連事業であること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても託児所の設置・運営を認める。	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
056010	大阪府 大阪市	国際コンテナ戦略港湾にか かる特区制度活用	・港湾法第55条の9第1項(第55条の7第1項) ・港湾法施行令第10条(第3条) など	・特定港湾運営会社が行う施設整備に対する 無利子貸付制度について、国から直接資金を 貸し付ける制度に見直すとともに、国無利子貸 付の比率を拡充(現行:最大4割→7割)する。	特定港湾運営会社は、国及び港湾管理者が出資することで財務基盤が強化されている ことに加え、毎事業年度、国に対して財務諸表、事業計画等の提出義務があり、適切 に監督しているところである。 さらに、国から港湾管理者を経由する貸付け分については、国庫から支出されており、 港湾管理者に実質的な財政負担を生じさせるものではない。 また、国無利子貸付比率の拡充については、財務措置の支援を求める内容であり、右 国家戦略特区の制度にはなじまない。 なお、総合特区(新たな規制の特例措置に関する協議(平成25年3月結果公表))に おいて、関西イノベーション総合特区より「国からの直接貸付制度」が提案され、提案者 と協議の結果、無利子貸付を受ける際の担保提供義務の廃止により、迅速かつ確実 な資金調達を可能とすることで措置済みである。 以上のことから貴府・貴市からの今回の御提案については応じられない。	右提案者からの意見を 踏まえ、回答された。	・港湾法では、港湾管理者が港湾運営会社に 対して無利子で資金を貸し付ける場合に、そ の貸付金額の範囲内では無利子で当該港 湾管理者に貸し付けることができる、という規 定(国が最大4割を、港湾管理者も最大4割を 負担して港湾運営会社に無利子で資金を貸し 付けることができる制度)となっている。 ・しかし、港湾管理者が負担する貸付資金を 確保できない場合は、国の無利子貸付制度を 活用することができず、特定港湾運営会社が行 う事業の進捗に影響を及ぼすことになるた め、国策として着実に事業が推進できるよ う、今回提案した内容も含め、国としても阪神港 の機能強化に向けて、重点的に取り組む必要 があると考える。	
058010	世田谷区	世田谷区子ども・子育て 応援特区	建築基準法48条 建築基準法施行令第130条の4二号 旅館業法第2条	産後ケアセンターの事業内容・意義を適切に 評価し、児童福祉法における施設類型の1つと して位置付けるとともに、建築基準法の面積要 件を緩和する。 旅館業法の趣旨を逸脱しない範囲において、 安全性の確保に必要な事項などを満たす 場合、旅館業法の適用除外とする。	ご指摘の産後ケアセンターについては、建築基準法第48条の許可の十分な実績がな く、明確な法的位置付けもないことから営業形態や建築物の利用状況が定まっている とは言えないため、特定行政庁において個々の案件ごとに建築計画を元に用途判断を 行っている状況であるが、特定行政庁が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住 居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合 には、当該用途地域で建築することが可能である。		産後ケア事業は、産後早期の母子が育児 不安等により心身の不調をきたす時期におけ る、重要な子育て支援策の一事業として、国 でも今年度から正式に位置づけられたこと である。 事業の重要性から全国的な展開が想定され る中、指摘された十分な実績がないのは、不 要な規制を受けることがその一因である。昨 今のニーズの高まり、重要な子育て支援策 を展開させる観点から、施設設置時に不要な 規制を受け、事業開始の支障とならないよう、 建築基準法関係通知への同施設の明確化を お願いしたい。	ご指摘の産後ケアセンターについては、様々な利用形態が想定される ところであり、建築基準法第48条の許可の実績が少ないことや、「平成 27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣 議決定)に基づき厚生労働省においても事業内容等を検討しているこ とから、現在のところ建築基準法上の用途を明確化することは困難で す。 なお、特定行政庁が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居 専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて 許可した場合には、当該用途地域で建築することが可能です。
058020	世田谷区	世田谷区子ども・子育て 応援特区	建築基準法	保育人材確保や区内養護施設卒業生の自立 支援を目的とした場合に限り、既存の一般住宅 をシェアハウスとして活用する際に「寄宿舍」と して取り扱わない、または「寄宿舍」の扱いのな かで設備などの要件を緩和する。	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的 としている。 寄宿舍は、戸建て住宅と異なり、複数の者が独立した世帯として利用する用途である ことから、それぞれの世帯の安全及び財産の保護を図るため、以上の直連階段等の 防火・避難規定について一定の規定を適用することとしている。したがって、保育人材 確保や区内養護施設卒業生の自立支援を目的とした場合に問わず、当該規定を緩 和することはできない。 なお、これまでも、寄宿舍等における間仕切壁について、建築物の利用者の避難上 の安全性が十分に確保される場合に、当該間仕切壁の防火対策の規制を適用除外と できるよう規制の合理化を行っている。	-	-	-
058040	世田谷区	世田谷区子ども・子育て 応援特区	都市公園法第6条、第7条	【短期的な手法】 平成29年度までに整備が完了する施設(国の 「待機児童消滅加速プラン」最終年度)につ いて、公園の本来機能を大きく損なわない範囲 (駐車場等)で、施設の耐用年数を踏まえ一定 期間を限度に、保育施設や地域子育て施設 の占用を認める。期間終了後は、公園として復 旧し、再供用する。期間は、対象施設の償却期 間および目的利用期間に適用 【中長期的な手法】 ①公園施設として保育施設を認める。 ②立体都市公園制度で地下部のみ可能となっ ているものを地上部にも適用する。	ご提案の内容については、保育等の福祉サービスの需要に応ずるため、保育所等の 通所型の社会福祉施設のための都市公園の占用について、一定の基準を満たす場合 に公園管理者が許可することとする「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法 の一部を改正する法律案」が今通常国会に提出され、可決・成立したところ。 法律施行後、地方公共団体が、当該措置について国家戦略特別区域の認定を受け ることにより、ご提案の内容が実施可能になる。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
062020	①広島県(総務局経営企画チーム) ②株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	広島ドローン実証事業特区	航空法第81条、航空法施行規則174条ノイ(民法第207条)	実証実験に先立ち、規定私有地上のドローンの飛行可能下限高度に係る規定を設ける。	<p>一般に、土地の所有権は、当該土地を所有する者の利益の存する限度で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地所有者の利益の存する限度内か否かは、個別の土地の具体的な使用態様に照らして判断すべきものと考えられる。したがって、土地の所有者の許諾を得ることなくドローン等の無人航空機をある土地の上空で飛行させた場合には、その土地の具体的な使用態様に照らして土地所有者の利益の存する限度内でされたものであれば、その行為は土地所有権の侵害に当たると考えられる。</p> <p>ご提案の「飛行可能下限高度に係る規定」がいかなるものを想定しているのか必ずしも明らかでないが、他人の土地において、一定の高度を上回る高度でドローン等を飛行させた場合には、当該土地の所有権侵害とはなり得ない旨の規律であるとすれば、土地の所有権がその土地の上下に及ぶ範囲が個別具体的に判断されるべき事柄であり、おおよそ所有権侵害とはなり得ない高度を量定することは困難である。なお、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」においては、小型無人機が第三者の所有する土地の上空を通過する際の土地の所有権との関係における法的課題についての調整のあり方に関し、論点整理を行うとしている。</p>	-	-	-
062030	①広島県(総務局経営企画チーム) ②株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	広島ドローン実証事業特区	航空法第99条の2、航空法施行規則209条の4	航空機等の飛行に支障がない範囲で、高度に関する高度規制の緩和ないしは通報手続きの簡素化を行う。	<p>平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上の飛行について、有人機と衝突するおそれがあるため、国土交通大臣の許可を求めている。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合には、飛行実験を行うことは可能である。</p>	-	-	-
063010	・品川区 しながわ観光協会	水辺活用特区	海上運送法第二十一条二項	航路規制の解除	<p>2地点間の運送を兼ねて継続して行う場合には、一般旅客定期航路事業として事業を行う必要があるが、旅客不定期航路事業と比べて手続きそのものに大きな負担の差はない。また、一般旅客定期航路事業であっても臨時のニーズには、審判届出による運賃等の設定により対応可能であり、定期ダイヤも柔軟に設定可能である。したがって、御提案の事業を実施することは、一般旅客定期航路事業の許可を取得することで対応可能であり、一般旅客定期航路事業での対応を第一義にお考えいただきたい。</p>	-	-	-
065010	ニシオサプライズ株式会社	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
066010	(非公表)	新東名高速道路 伊勢原北IC周辺新ビジネス拠点整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	<p>現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。</p> <p>なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。</p> <p>また、建築行為を伴わない駐車場については開発許可が必要ない。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
067010	(非公表)	伊勢原市大山周辺観光拠点整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	<p>現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。</p> <p>なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。</p> <p>また、建築行為を伴わない駐車場については開発許可が必要ない。</p>	-	-	-
068010	(非公表)	伊勢原市日向周辺観光拠点整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	<p>現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。</p> <p>なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。</p> <p>また、建築行為を伴わない駐車場については開発許可が必要ない。</p>	-	-	-
069010	(非公表)	東海大学医学部付属病院周辺 教育、医療、研究開発拠点整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	<p>現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。</p> <p>なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。</p>	-	-	-
070010	(非公表)	伊勢原協同病院周辺病民連携拠点整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	<p>現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。</p> <p>なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。</p>	-	-	-
071010	(非公表)	伊勢原射撃場周辺PFI活用による周辺整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	<p>現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。</p> <p>なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。</p> <p>また、建築行為を伴わない駐車場については開発許可が必要ない。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
072010	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成27年3月31日 老高発0331第2号 国住心第227号)	サービス拠点施設については、地域の実情にあわせ、車での巡回などの移動型拠点を認めることを含め、見守り要件の更なる距離的緩和を図る。	サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所における「近接する土地」の範囲については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第227号)において、「歩行距離で概ね500m以内」に存する建物とする旨を通知したところであるが、当該通知は、地方自治法に基づく技術的助言であり、近接する土地の具体的解釈は登録権者の判断に委ねられている。 また、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能である。 このため、本提案内容を各地方自治体の判断で認めることは既存の枠組みの中で可能である。	-	-	-
072020	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条	必須サービスの提供については、事業者との緊密な連携を確保した上で、地域の見守り活動の主体である自治会や消防団・民生委員・老人クラブ等を活用できるような資格要件を緩和する。	都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であるため、本提案内容を各地方自治体の判断で認めることは既存の枠組みの中で可能である。	-	-	-
072030	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条、第9条、第10条、第11条	国家戦略特区における区域計画等への記載に迅速に「サービス付き高齢者向け住宅」の登録基準の緩和・強化を可能とするともに、地方住宅供給公社による住宅の改良に関する事業を実施できるものとする。	超高齢社会にある我が国において、諸外国と比較して量的不足にある高齢者向けの住宅供給は、喫緊の課題である。各都道府県においても、地域の実情に応じて、計画的に供給を促進することが必要であるため、高齢者住まい法では、基本方針に基づき、 ・高齢者向け住宅の供給目標 ・目標達成に必要な施策 ・その他高齢者の居住の安定確保に関して必要な施策等を記載した高齢者居住安定確保計画を策定できることとしている。 サービス付き高齢者向け住宅については、この目標達成に必要な範囲において、地域の実情に応じて供給促進が可能となるよう、高齢者居住安定確保計画を定めた場合は、登録基準の強化・緩和ができることとしている。 仮に、高齢者向け住宅の供給目標や目標達成に必要な施策等を定めない場合、高齢者の居住の安定確保に資さない登録基準の強化・緩和となる可能性がある。 このため、高齢者居住安定確保計画を定めずに、登録基準の強化・緩和を行うことは困難である。 また、地方住宅供給公社による住宅改良については、地方住宅供給公社に基づき、本来業務に支障のない範囲内で、委託により、実施することは可能である。 なお、区域計画は、関係大臣、関係地方公共団体の長、民間事業者が組織する国家戦略特別区域会議が、構成員全員の同意の上で策定し、内閣総理大臣が認めるものである。 その手続きは、高齢者居住安定確保計画と比較して複雑であり、柔軟な登録基準の設定・変更が困難な可能性もあるため、高齢者居住安定確保計画に基づき、登録基準の強化・緩和を行うことが適当と考えている。	-	-	-
072060	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	旅行業法第2条、第3条	地方自治体又は一定要件を満たすNPO法人等(まちづくりの推進や農山漁村・中山間地域の振興など、移住促進に繋がる活動を行っている団体であり、自治体や地域の宿泊事業者(農林漁家民宿等含む)、住民団体等と密接な連携のもと、非営利で企画・実施する場合)が直営で行う移住希望者への「移住体験ツアー」等の実施については、旅行業法の適用除外とする。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業者等に対し、契約書等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。 こうした消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が地方自治体又は一定要件を満たすNPO法人等である場合であっても遵守されるべきものであり、地方自治体又は一定要件を満たすNPO法人等について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
072080	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	建築基準法第86条の7、第87条、建築基準法施行令第137条の7	一定規模以下の戸建て住宅の空き家について、増築を伴わず、かつ一定の防火対策等の措置を講じた上で、高齢者等のシェアハウスや福祉施設として使用する場合は、建築基準法上の「戸建て住宅」の用途基準を適用する。	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。 寄宿舍は、戸建て住宅と異なり、複数の者が独立した世帯として利用する用途であることから、それぞれの世帯の安全及び財産の保護を図るため、2以上の直通階段等の防火・避難規定について一定の規定を適用することとしている。したがって、高齢者等のシェアハウスや福祉施設として使用する場合には、当該規定を緩和することはできない。 なお、これまでも、寄宿舍等における間仕切壁について、建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合に、当該間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とできるよう規制の合理化を行っている。	-	-	-
072090	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	都市計画法第34条、第42条、第43条	市街化調整区域内において、農家住宅・分家住宅の空き家を賃貸住宅にする場合、または、空き家を高齢者施設にすることは、一定要件を満たす場合に限り、都道府県知事への届出をもって用途変更できるものとする。	開発許可制度は、市街化調整区域におけるスプロール防止に加え、宅地における一定水準の確保を目的に開発行為等を個別に都道府県等の許可に係らしめるものであり、ご提案のケースは利用形態を大きく変更するものであることから、届出制とすることは困難だが、都市計画法第42条第1項又は第43条第1項に基づく許可については、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には許可されることとなっている。 また、開発許可の事務処理手続の簡素化及び迅速化の観点から、地域の実情等を考慮しつつ、市街化を促進するおそれがないもの等として、空き農家住宅等の賃貸住宅等について対象となる区域、賃貸後の用途等を明確にし、開発許可権者(都道府県知事等)が条例(都市計画法施行令第36条第1項第3号ハ)等で定めた場合には、開発審査会の議を経ずに許可することが可能となっている。 さらに、これらの用途変更について、あらかじめ開発審査会の議を経て、具体の申請に係る処理は事後の報告で足りるとする基準を定める場合には、個別に開発審査会の議を経ることなく包括的に許可することも可能となっている。	-	-	-
072150	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	電波法第4条、第10条、第38条の6、第38条の3、第39条、第39条の13、電波法施行令第3条、電波法施行規則第6条、第33条、航空法第99条の2、同法施行規則第209条の4、道路交通法第77条、民法第207条	特区内のUAV使用については、事前に使用者と使用機材を申請・登録し、必要な整備(検査)を行っていることを前提に許可する。 i) 電波法: 特区で指定した機材については、免許を必要とせずに使用が可能。 ii) 航空法: 包括的な事前協議により、都度の国土交通省への通報は不要。 iii) 道路交通法: 包括的な事前計画で、警察への届出により使用が可能(許可不要)。 iv) 民法: 建築物がない私有地(畑等)上空については使用が可能(高度基準の策定要)。 ※実証実験にあたっては中山間地などを対象地域として(住宅密集地を避け、公道も横切る程度とする)、事前に安全なルートを想定した上で、パラシュート(高度50m以上の場合)設置などの安全措置も講じながら実施するものとする。	平成27年12月10日に改正航空法が施行され、無人航空機を飛行させる空域、飛行方法を定める制度が導入されたところ(詳細は http://www.mlit.go.jp/koku/koku_ik10_0000003.html を参照されたい)。なお、継続的に無人航空機を飛行させる場合には、最長1年を限度に許可等を行うこととしていることから、都度の申請は不要である。	-	-	-
075020	有限会社E.N.N.	金澤町家ネットワーク型宿泊試住施設	第一種～第二種低層住居専用地域、第一種～第二種中高層住居専用地域におけるホテル・旅館用途の制限	第一種住居専用地域と同様に、面積制限による適用除外を除き、住居専用地域内の小規模住宅の活用を促す。	第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域において、良好な住居の環境を保護するため、ホテル又は旅館の立地を制限しているが、ご指摘の町家をホテル又は旅館として活用する場合には、特定行政庁が第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合や、特別用途地区や地区計画を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合には、当該用途地域で建築することが可能である。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
079050	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近未来技術実証特区 @人吉	民法(第207条)・・・土地使用権の範囲 航空法(第81条)、航空法施行規則(第174条)号イ及びロ)・・・最低安全高度	特区内での私有地上空のドローン飛行について、特に山林や農地上空において、一定高度以上であれば所有者の許可なく飛行ができるように基準を定める。	一般に、土地の所有権は、当該土地を所有する者の利益の存する限度で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地所有者の利益の存する限度内か否かは、個別の土地の具体的な使用態様に照らして判断すべきものと考えられる。したがって、土地の所有者の許諾を得ることなくドローン等の無人航空機をある土地の上空で飛行させた場合には、その土地の具体的な使用態様に照らして土地所有者の利益の存する限度内でされたものであれば、その行為は土地所有権の侵害に当たると考えられる。 ご提案の「高度基準」がいかなるものを想定しているのか必ずしも明らかでないが、他人の土地において、一定の高度を上回る高度でドローン等を飛行させた場合には、当該土地の所有権侵害とはなり得ない旨の基準であるとするれば、土地の所有権がその土地の上下に及ぶ範囲が個別具体的に判断されるべき事柄であり、およそ所有権侵害とはなり得ない高度を査定することは困難である。なお、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」においては、小型無人機が第三者の所有する土地の上空を通過する際の土地の所有権との関係における法的課題についての調整のあり方に関し、論点整理を行うとしている。	-	-	-
079070	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近未来技術実証特区 @人吉	道路法(第32条)・・・道路の占用の許可 道路法施行令(第9条)・・・占用の期間に関する基準	特区内でのドローン飛行に伴う、関連機器(wifiや緊急避難ボックス等)の設置許可及び関連機器の道路占用の期間に関する新たな基準(現行の5年以下からの延長)を定める。	道路法に基づき道路の占用を認めるかどうかは、関連機器の構造や設置希望場所等を踏まえて個別に判断する必要がある。また、占用の期間に関しては、占用期間が満了し、占用許可の更新の申請があった場合には、当該占用を継続させることができないう特別な理由がない限り、引き続き許可することは可能である。	-	-	-
079080	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近未来技術実証特区 @人吉	建築基準法(第2条第1項)及び消防法(第2条第2項)・・・適用関係や基準の明確化	公共施設屋上や信号機上にドローン飛行に伴う基地局を設置する際のその基地局に関する基準を明確に定める。 (例えば、公共施設屋上に基地局を設置するにあたっては、その基地局部分は建築基準法に基づく建築物に位置付けない(消防法に定める防火対象物として規定しない)ことで、特区内の基地局設置を柔軟に行う。)	ご提案のドローン飛行に伴う基地局がどのようなものかを明確にさせていただいたうえで、改めてご提案願いたい。	-	-	-
079130	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近未来技術実証特区 @人吉	労働安全衛生法	ドローンや森林作業ロボットによる被害事故が起きた場合の原因究明のあり方について新たなルールを設ける。	「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」は、8月7日に策定した「制度設計に係る論点と今後の進め方について」において、「小型無人機が特に重大な事故等を起こした場合に規制当局に報告させることで、原因分析や対策を通じて安全の向上を図る仕組みをどう構築するか。」を論点としているので、国土交通省としては、この方針に基づき、検討を進めて参りたい。	-	-	-
079140	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近未来技術実証特区 @人吉	道路交通法(第70条) 道路運送車両法(第40条～第46条) 労働安全衛生規則(第150条の4)	森林作業ロボット(Stina)の開発後の運用にあたっては、森林作業の中でも特に、下刈り機能や枝打ち機能についての作業省力化と低コスト化により、林業の推進に貢献が見込まれることから、森林作業ロボットによる下刈り、枝打ち機能における安全基準を新たに設ける。 また、森林作業を行う際に、林道を横断する際の安全基準についても新たに設ける。	ご提案の通り、森林で森林作業ロボット「Stina」が行う作業については道路運送車両法上の規制はない。他方、林道を横断する際の安全基準については、ご提案の「Stina」の詳細な構造が明らかでないため道路運送車両法上の道路運送車両に該当するかどうかの判断は困難であるが、同法上の道路運送車両に該当する場合には同法第40条～第46条に基づく構造、装置及び性能についての保安基準が既に設置されており、必要な安全基準は整備されているものと認識している。また、保安基準に適合しない車両であっても、道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けることで試験走行が可能である。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
080010	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	・旅行業法第2条	・小規模自治体が実施する移住体験ツアーにおいては、旅行業法の適用対象外とする。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行者等に対し、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。こうした消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が小規模自治体である場合であっても遵守されるべきものであり、小規模自治体について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	-	-	-
080070	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	・通訳案内士法第36条	・国家資格でなくても、一定の語学力を有する方が、地元の歴史分野に関する自治体の研修を受講することにより、地域限定での有償通訳ガイドを養成することを可能とする。	ご提案の内容については、通訳案内士(国家資格)でない者であっても、地域の実情に応じて地方公共団体が独自に実施する研修を修了すれば、構造改革特別区域内において、外国人に対し、外国語で有償ガイドを行うことを可能とする「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が今通常国会に提出され、可決・成立したところ。法律施行後、地方公共団体が、当該措置について構造改革特別区域の認定を受けることにより、ご提案の内容が実施可能になる。	-	-	-
080101	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	・道路運送法第82条第1項 ・道路運送法第83条	・中山間地域等において、宅配業者が人を有償で運ぶことを可能とする。また、バス、タクシー等が少量の郵便物、新聞等に限りならず、より大量にモノを運ぶことを可能とする。	既存の旅客自動車運送事業者の営業の行き届かない過疎地域等において、輸送手段の確保というやむを得ない事由のため行われるものであること、輸送の安全及び利用者の利益の保護に関する体制が整備されていること等を要件とした上で、貨物自動車運送事業の用に供する車両を使用して、有償で旅客の運送を一定期間、試行的に実施することを認めることについて検討を行い、所要の措置を講ずる。 また、現行制度においては、貨物自動車運送事業を行う場合、事業開始の許可又は届出が必要となるが、貨物運送に対するニーズがわずかであっても、貨物自動車運送事業が成立しない過疎地域等も想定される。 このため、そうした地域のニーズに応えるため、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が無い等一定の条件を満たした場合には、自家用有償旅客運送者等が郵便物、新聞紙に限らない少量の貨物を有償で運送できる新たな制度の創設に向けて検討を行い、所要の措置を講ずる。	-	-	-
080102	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	・電波法 ・航空法	・航空法や電波法など、安全な無人飛行を実現するための措置を講ずる。	平成27年12月10日に改正航空法が施行され、無人航空機を飛行させる空域、飛行方法を定める制度が導入されたところ(詳細は http://www.mlit.go.jp/koku/koku_10_000003.html を参照されたい)。	-	-	-
082010	兵庫県、神戸市、民間事業者(非公表) (共同提案)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
082020	兵庫県、神戸市、民間事業者(非公表) (共同提案)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
082030	兵庫県、神戸市、民間事業者(非公表) (共同提案)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
085080	三重県	みえアグリノベーション創生特区 ～食・農・エネルギーの三重奏～	建築基準法 第20条、23条、25条	木造で大規模な畜舎を建築する際の建築基準を緩和	<p>【法第20条】 建築基準法第20条の規定においては、一定の面積を超える建築物については、仕様規定を満たすだけでは一律に地震や暴風に対する安全性を有するとは言えないことから、構造計算が必要であるとしているところである。したがって、当該畜舎の延べ面積が500平方メートルを超える場合、コスト増加を理由に構造計算を不要とすることはできない。</p> <p>なお、畜舎等には人が滞在する時間が少ないことを踏まえ、建築物に常時負荷されるものではない積雪荷重等については、構造計算において考慮すべき荷重を緩和しているところである。</p> <p>【法第23条、25条】 現行基準においても、外壁の間柱又は下地を木材で造り、その上に一定の防火被覆を設けることで、防火構造とすることができる。なお、他の建築物から一定以上離れている場合には、外壁等からの延焼のおそれがないことから、外壁等の防火構造を不要とする規制緩和を行っている。</p>	-	-	-
090020	福井県	幸福度日本一・福井のUIターン	・旅行業法第2条、第3条	・交通手段の手配や生活関連施設・観光施設等の視察計画作成・手配等を宿泊料や交通費などの実費のみを徴収する場合には、旅行業者登録を不要とすること	<p>旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業者等に対し、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。</p> <p>こうした消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が地方自治体である場合であっても遵守されるべきものであり、地方自治体について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。</p> <p>なお、個々の運送サービス、宿泊サービスの代理、媒介、取次(手配)行為につき、実費以外は受け取らないということであれば、無報酬による手配行為となり、旅行業の登録はそもそも不要である。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
091020	練馬区	地域医療の充実と外国人患者の受け入れ等による経済の活性化	都市計画法第8条、同12条の5、建築基準法第52条、同53条、同86条	<p>国家戦略特別区域において都市計画法第8条、同第12条の5、建築基準法第52条、同53条、同86条の緩和措置を行い、特定事業により建設する病院については容積率算定の基礎とする延べ床面積に算入しないことにより、地域の状況に合わせて医療環境を早期に整えることができる。</p>	<p>都市計画決定権者の判断により、土地の高度利用の要請等の地域の特性を適切に反映した都市計画の内容に変更することが可能である。</p> <p>なお、国家戦略特区においては、国家戦略都市計画建築物等整備事業として区域計画に認識することにより、都市計画を決定する手続等のワンストップ処理が可能である。</p> <p>建築基準法第86条の2第1項に規定している一団地認定区域内の建築物の建替えを行う場合は、一団地認定区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者に対して当該建替えに係る建築物の計画に関して説明することで建替え可能である。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、都市計画決定や合意形成に係る時間的制約の観点から、再検討の上、回答された。</p>	<p>①2020年のオリンピック、2025年問題や首都直下地震への対応などのための基幹医療施設の病院建設については、都市計画の変更には時間を要するため、スピード感のある特定事業による医療環境整備に関する緩和措置を求める。</p> <p>②一団地認定区域内の土地所有者または借地権者に建築物の計画を説明することで建替え可能であるとのことだが、建築基準法第86条の2第4項の規定は、これらの者の同意を得なければならないとしている。光が丘地区においては区分所有集合住宅900戸などがあり、合意形成には多大な時間を要するため、合意形成に係る手続きの緩和を求める。2020年のオリンピック、2025年問題や首都直下地震への対応などのためには特定事業による医療環境整備が必要である。</p>	<p>①建築基準法第52条に基づく容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の公共施設への負荷とのバランスを保ち、市街地環境の悪化を防止することを目的としています。ご提案の建築物については、都市再生特別地区の活用により、都市再生の効果等に着目した柔軟な考え方の下に、幅広い環境貢献の取組について詳細に、建築物の容積率を定めることが可能となります。また国家戦略特区においては、国家戦略都市計画建築物等整備事業の活用により、都市計画を決定する手続等のワンストップ処理が可能です。</p> <p>②建築基準法第86条の2第4項の規定は、同条第2項の規定による建替えにおいて全員同意を求めているものであり、同条第1項の規定による建替えでは、一団地認定区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者に対して当該建替えに係る建築物の計画に関して説明することで建替え可能です。</p>
091040	練馬区	地域医療の充実と外国人患者の受け入れ等による経済の活性化	生産緑地法第8条第2項	<p>生産緑地は、原則として農地で営農されるべきであるが、営農が困難で地域に医療施設が必要な場合には医療施設への転用を認めることで、2025年問題などへの対応が可能となる。</p>	<p>生産緑地地区において、公共施設等の設置に係る行為は許可を受ける必要がなく、公共施設等に該当する医療施設の設置については現行の制度で可能である。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、民間が設置する病院も生産緑地法第8条に含まれる場合は、その根拠条文も示しつつ、回答された。</p>	<p>生産緑地法第8条に規定される公共施設等のうち、土地収用法第3条が規定する病院は、設置主体が国、地方公共団体および独立行政法人等に限定されている。</p> <p>2025年問題に適切に対応するために地域包括ケアシステムの構築に資する医療機関の整備については、特区によってこの規定を緩和し、医療法人や学校法人等を設置主体に含めることが必要である。</p>	<p>生産緑地地区において設置可能な公共施設については、土地収用法第3条に規定する医療機関に限られるものではなく、都市計画法第4条及び第11条に規定する都市計画施設についても対象となる。</p> <p><参照条文> ○生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号) (生産緑地地区内における行為の制限) 第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手して行った行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 一～三 (略) 二～九 (略)</p> <p>○生産緑地法施行令(昭和四十九年政令第二百八十五号) (公共施設等) 第一条 生産緑地法(以下「法」という。)第二条第二号の政令で定める公共の用に供する施設又は公益性が高いと認められる施設で政令で定めるものは、次に掲げる施設とする。 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設 二 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号(第二十九号及び第二十九号の二を除く。)に掲げる施設 三 (略)</p>

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
094014	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	1-(1)道路運送法第4条、第78条、第80条、道路運送法施行規則第52条	1-(1)自家用資産をネット上でマッチングされる等、有償での各種シェア・サービスを合法的に行なうことができるように関係法令等を整備する。	<p>各府省庁からの検討要請に対する回答</p> <p>○ 旅客の運送については、輸送の安全、利用者の保護等を図る観点から、道路運送法において、これを行うために必要な許認可等を定めている。 具体的には、有償で、旅客を運送する場合には、旅客自動車運送事業の許可等を得ることを求めており、許可対象者に対して、運行管理、運転者の要件(二種免許の取得)、保険加入等を義務付け、輸送の安全等を図ることとしている。 必要な許可等を得ずに旅客を運送すること(いわゆる「白タク」)は、輸送の安全等が確保されないため、認めていない。</p> <p>○ 具体的な提案内容が明らかにされていないが、安全上の許可等を得ることなくマイカーを用いて旅客運送を行うことを認めることは、輸送の安全等の確保の観点から適切ではない。</p> <p>○ マイカーを用いた旅客運送については、欧米・アジア等の多くの国において、業務停止命令や訴訟が起きており、輸送の安全等について大きな議論となっているため、海外のこうした状況も十分に踏まえ、慎重に判断する必要がある。 【海外で業務停止命令等が出された例】 ・ ドイツ:2015年3月、フランクフルト地方裁判所が、ドイツ全土で提供を禁止 ・ スペイン:2014年12月、マドリッド商務裁判所が、サービス停止の仮処分 ・ フランス:2014年10月、パリ地方裁判所が違法判決 ・ 米國:2014年11月、ネバダ地方裁判所が仮差止め命令 ・ インド:2014年12月、デリー首都圏で業務停止命令 ・ 韓国:2014年12月、ソウル検察が自家用車を用いたサービス等を行った代表者を起訴 ・ 中国:2015年1月、配車アプリを使って自家用車に客を乗せる行為を禁止</p> <p>○ マイカーを用いた旅客運送については、輸送の安全等に関して、例えば以下の問題等があり、慎重に判断する必要がある。 ・ マイカードライバーは、旅客を安全に運送するために必要な二種免許等を有していない。 ・ 安全確保や法令遵守のための運行管理(過労防止のための労働時間管理・飲酒チェック等)が行われない。 ・ 旅客運送を行う車両としての整備・点検が適切になされているか不明確である。 ・ 事故発生時の責任はマイカードライバーが負うことになり、スマホなどで仲介する者は責任を問われない。 ・ 事故が起きた場合にマイカー用の保険で補償が行われるか不明確である。</p>	-	-	-
095010	合同会社ツクル	大型旅客船～小型船舶(海上タクシー)を活用した、羽田エリアと湾岸エリアを結ぶプロジェクト	海上運送法21条の2	旅客不定期航路事業における運航制限の緩和と、旅客不定期航路事業者による片道乗合旅客運送を可能とする	<p>2地点間の運送を乗合で継続して行う場合には、一般旅客定期航路事業として事業を行う必要があるが、旅客不定期航路事業と比べて手続きそのものに大きな負担の差はない。また、一般旅客定期航路事業であっても臨時のニーズには、事前届出による臨時便の設定により対応可能であり、定期ダイヤも柔軟に設定可能である。したがって、御提案の事業を実施することは、一般旅客定期航路事業の許可を取得することで対応可能であり、一般旅客定期航路事業での対応を第一義にお考えいただきたい。</p>	-	-	-
096010	合同会社ツクル	世界最高水準の開発・製造・販売サイクルを確立する実証実験フィールドとマーケット隣接プロジェクト	航空法 航空法施行規則	無人ドローン限定で飛行の制限を緩和する	<p>平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上や空港周辺での飛行について、有人機と衝突するおそれがあるため、国土交通大臣の許可を求めている。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合に、飛行実験を行うことは可能である。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
098040	北九州市	北九州スマートシティ創造特区 ○スマートシティ・イノベーション ・飛行型ロボットによる環境観測、インフラ点検等実証	航空法施行規則209条の3、209条の4	航空法：一定の条件のもと、飛行型ロボットの飛行高度を緩和する。	平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上の飛行について、有人機と衝突するおそれがあるため、国土交通大臣の許可を求めている。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合には、飛行実験を行うことは可能である。	-	-	-
098060	北九州市	北九州スマートシティ創造特区 ○スマートシティ・イノベーション ・飛行型ロボットによる環境観測、インフラ点検等実証	道路法施行規則 第4条の五の五	道路法：目視等の人間を前提とした点検作業における飛行型ロボット活用に関するルールづくりを行なう。	道路構造物の安全性を確保するためには必要な知識及び技能を有する者による定期的な点検が必要であり、そのための方法として五年に一度の近接目視を定めている。現時点では、近接目視による点検の代替又は全般的な支援が可能な飛行型ロボット技術の開発については承知していないが、点検を効率的に行うため、補完的にロボットを活用することは、道路管理者の判断で実施可能である。	-	-	-
098100	北九州市	北九州市スマートシティ創造特区 ○“知”の創造拠点 ・公道での自動走行の技術実証を行うための規制緩和	道路交通法 第70条 安全運転義務 道路交法 第77条 道路使用許可 道路運送車両の保安基準第11条の告示で定める基準	・必要な安全措置を講じたうえで、運転者の搭乗と運転者がハンドルに手をかけた状態での実証条件の緩和や隊列自動運転や駐車場からの出入り等、無人による実証の認定。 ・自動運転車、搭乗型ロボットの試験を可能とする「道路使用許可」の取扱い基準の通達発令。 ・必要な安全措置を講じたうえで、道路運送車両法の保安基準の緩和。 ・搭乗型ロボットについて原動機の定格出力に応じて「小型特殊自動車」または「原動機付き自動車」に分類しロボットが道路運送車両法上の保安基準を満たせるよう基準を緩和	ご要望の道路運送車両法上の保安基準の緩和については具体的な提案内容が不明であるため具体的な回答が困難であるが、自動運転車においてもその構造、装置、及び性能について現行の保安基準を満たしていれば、道路運送車両法上は特別な手続きなく、公道での実証実験が可能である。また、保安基準に適合しない車両であっても、道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けることで試験走行が可能である。 なお、搭乗型ロボットの試験実験を可能とする取扱いについては、本年7月、構造改革特別区域における規制の特例措置の全国展開に合わせて、全国の自治体等で実証実験が可能となるように措置済みである。	-	-	-
103010	東京都葛飾区	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
103020	東京都葛飾区	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
105010	東京都葛飾区	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
106010	東京都葛飾区	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
110010	兵庫県、神戸市、民間事業者	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-
115010	兵庫県	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空き家の有効活用)	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	常駐場所の距離要件を車で約10分程度まで緩和すること。	サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所における「近接する土地」の範囲については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第 227号)において、「歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする」旨通知したところであるが、当該通知は、地方自治法に基づく技術的助言であり、近接する土地の具体的解釈は登録業者の判断に委ねられている。 また、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能である。 このため、本提案内容を各地方自治体の判断で認めることは既存の枠組みの中で可能である。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
122010	兵庫県	播磨灘における船舶の航行に係る規制の緩和	船舶安全法施行規則第1条第6項	<p>船舶の航行区域には、波高や陸岸からの距離により、平水区域、沿海区域、近海区域及び遠洋区域の4つの区分がある。これらの区域に応じ、安全基準(船体の強度、浸水や転覆のしにくさ、防火・消火設備、救命設備など)を設定して、船舶の安全性を確保している。</p> <p>平水区域は、湖、川、港内、陸や島に囲まれた海域など、年間を通じて静穏な海域であることを条件としている。播磨灘には、波やうねりの発達を妨げる島が無いため、海域を細分化しても平水区域の基準に適合する水域は存在しておらず、播磨灘を通過することができるより細かな区域設定はできない。</p> <p>波高に関する平水区域の基準：平常時 0.2m以下、荒天時 1.0m以下 播磨灘を細分化した各水域の波高：平常時 0.29～0.56m、荒天時 1.10～1.72m</p> <p>海域の気象・海象は、ある年を見れば時間の経過に伴い変化し、かつ、その年の時期によって現れる気象・海象の傾向も年により変動することから、過去の波高に関するデータを十分に蓄積して評価する必要がある。このため、10年分の継続した波高データを分析し、年間を通じて静穏な海域であることを平水区域の条件の一つとして、平常時及び荒天時とも基準に適合しているかを判断している。</p> <p>なお、「平水区域から2時間以内に往復できる沿海区域」については、沿海区域の船舶の安全基準を緩和している。この制度を活用することにより、平水区域の船舶が、多少の改造が必要となる場合があるものの、沿海区域の一部(播磨灘)を航行することが可能となる。個々の船舶が当該航行に必要な安全基準を満たしているかは、要請者より情報を提供いただければ、確認した結果(現在の構造・設備の変更の要否と変更が必要な場合の変更内容)をお伝えすることができる。</p>	<p>平水区域限定のクルーズ船が播磨灘を通過することができるよう区域設定の見直しや期間限定での通過容認等の緩和を行うこと。</p> <p>・播磨灘での一律の区域設定を改め、より細かな区域設定をすること。</p> <p>・播磨灘の平常時の波高データが、平水区域の荒天時の基準以下であることから、期間を限定すれば、平水区域と同様の扱いができる可能性が高いと考えられるため、平水区域と同等とみなす時期や天候を設定すること。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、回答された。</p>	<p>瀬戸内海の波浪については、土木学会でも論文が発表されるなど研究がなされている。</p> <p>土木学会論文集(海岸工学)Vol.66 No.1, 2010</p> <p>「瀬戸内海における波浪推算に基づく確率波高の推定」 これらのデータから、播磨灘は、大阪湾に比べても、むしろ海面が穏やかであると推論することも可能。</p> <p>今回、播磨灘の平常時・荒天時のデータが示されているが、播磨灘が平水区域の基準に適合しないとしたこれらの波高データについて、そのデータの出典、観測方法を明らかにするとともに、大阪湾等の他の平水区域のデータとの比較、さらに詳細なエリア別、時期ごとの観測データ等についてお示しいただき、再検討願いたい。</p>	<p>兵庫県が引用している論文は、台風などを含め過去50年間で発生した最大の波高を示しているもの。最大波高がその海域の厳しさ、穏やかさを代表するものではない。</p> <p>平水区域の設定にあたっては、海域の年間を通じて波高のデータをもとにした平均値を用いている。播磨灘については、別添の海象データと評価されており、平水区域を設定することはできない。</p> <p>なお、「平水区域から2時間以内に往復できる沿海区域」については、沿海区域の船舶の安全基準を緩和している。この制度を活用することにより、平水区域の船舶が、多少の改造が必要となる場合があるものの、沿海区域の一部(播磨灘)を航行することが可能となる。個々の船舶が当該航行に必要な安全基準を満たしているかは、要請者より情報を得て確認することができる。</p>
124010	兵庫県	生産緑地地区に係る面積要件等の緩和	生産緑地法第3条第1項第2号	<p>生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。一方、都市農地の保全やその有効活用等を図るための具体的な施策のあり方等については、都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)に基づき都市農業振興基本計画の策定とあわせて検討を進めることとしている。</p>	<p>面積要件を300㎡以上とする。</p>	<p>都市農業基本法に基づき策定中の基本計画の検討状況を踏まえ、提案内容の実現の可否について、回答された。</p>	<p>都市における農地の減少が進む中で、300㎡程度の農地であれば、農産物供給や身近な農産物体験交流の場の提供、災害時の防災空間の確保等の多面的機能は発揮できると考えられるが、現在ご検討いただいている都市農地の保全・有効活用等についての具体的な施策とともに、面積要件等の緩和の見直しが必要である。</p>	<p>都市農地の保全やその有効活用等を図るための具体的な施策のあり方等については、都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)に基づき都市農業振興基本計画の策定とあわせて検討を進めることとしている。</p>
126010	兵庫県	自家用有償旅客運送の登録要件の緩和	道路運送法第79条の4第1項第5号	<p>自家用有償旅客運送は、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者の合意が得られた場合に限り例外的に実施できるものである。</p> <p>市町村等が主催する運営協議会において、地域におけるバス・タクシーによる輸送の状況等を関係者間で確認した上で自家用有償旅客運送の実施の必要性について合意を得る必要があることから、運営協議会における合意を免除することは困難である。</p>	<p>市町村もしくは市町村が認める団体が、中学校区内で実施する自家用有償旅客運送については、地域公共交通会議等の合意があったものとみなすこと。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、回答された。</p>	<p>全ての自家用有償旅客運送の実施にあたって、運営協議会における合意を不要とすることを求めるものではなく、既存のバス事業者やタクシー事業者への影響が極めて少ないと考えられる。限られたエリアでの自家用有償旅客運送の実施に限って、緩和を求めるものである。</p> <p>また、自家用有償旅客運送が必要であることについては、市町村が必要と認めることで運営協議会の合意と同等の効果があると考えられる。</p> <p>そのため、自家用有償旅客運送の登録要件の緩和について、再検討を要請する。</p>	<p>自家用有償旅客運送は、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保について、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、自家用有償旅客運送を行う必要性があることを合意した場合に限って例外的に実施できるものである。</p> <p>このような合意の必要性は本国会でも繰り返し指摘されているところであり、市町村が必要と認めることをもって運営協議会の合意の要件を緩和することは困難であるが、地方運輸局等において、必要な合意が得られるように適切な助言を行ってまいりたい。</p>
127010	兵庫県	国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の国際フィーダー船の新造時の納付金の免除	内航海運組合令第8条	<p>内航海運暫定措置事業は、日本内航海運組合総連合会が実施する事業であり、本事業に係る累積債務が同連合会にある現状において、ご提案の「地方港一阪神港間を運航する国際フィーダー船について納付金を免除」することは困難である。</p> <p>なお、閣議決定に基づく暫定措置事業の早期解消に向けた着実な納付金収入の確保を図っていくことを大前提としつつも、内航フィーダー輸送のコスト競争力を確保するために、2,500DWT以上の大型フィーダー専用コンテナ船の建造等納付金について特例的に減免を認めている。</p>	<p>地方港一阪神港間を運行する国際フィーダー船については、納付金を免除すること。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、回答された。</p>	<p>特例措置として2,500DWT以上の大型フィーダー専用コンテナ船の建造等納付金については減免が認められているが、本県管理港湾から阪神港への内航フィーダー貨物の海上輸送には、取扱貨物量から最大でも1,400DWT程度のコンテナ船であり減免の対象にもなっていない。</p> <p>国際コンテナ戦略港湾政策は、国、港湾管理者、民間が協働で推進しており、さらに「阪神港」への集貨の促進を図るためには、集貨に寄与するすべての船舶についての納付金の免除が必要である。</p> <p>なお、内航海運暫定措置事業に係る累積債務については、国で返済するなどの措置を検討された。</p>	<p>内航海運暫定措置事業は、あくまでも日本内航海運組合総連合会が実施する事業であり、本事業に係る累積債務が同連合会にある現状において、ご提案の「地方港一阪神港間を運航する国際フィーダー船について納付金を免除」することは困難である。</p> <p>なお、2,500DWT以上の大型フィーダー専用コンテナ船の建造等納付金を特例的に減免を認めているのは、閣議決定に基づく暫定措置事業の早期解消に向けた着実な納付金収入の確保を図っていくことを大前提としつつも、内航フィーダー輸送のコスト競争力を確保するために、コンテナ船を大型化した際にそれに比例した納付金負担額が増加し、大型化の重荷になることを緩和するための措置であり、全ての船舶についての納付金免除は困難である。</p>

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
128020	福島県	福島県浜通りロボット実証区域実現プロジェクト	航空法第99条の2(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為) 航空法施行規則第209条の3及び第209条の4(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)	特区内の特定の空域(首都直下型地震等での運用を想定した高度600mまでの空域)を常時使用可能とするために包括的(例えば通年な空域使用の許可を希望する。これに伴い、航空法99条及び同施行規則209条の2に基づく航空局への航空情報提出を飛行の都度提供(日々)から一定期間の空域使用計画及び使用報告の提出とすることを希望する。また、この空域は長期間使用を想定しているため、その都度のNOTAM発行ではなく航空路誌補足版(AIP Supplements)での発行を希望する。	平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上や空域使用の許可を希望する。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合には、飛行実験を行うことは可能である。なお、継続的に無人航空機を飛行させる場合については、最長1年を限度に許可等を行うこととしていることから、都度の申請は不要である。 さらに、一定の期間以上の計画が確認された場合には、従前よりノータムではなく航空路誌補足版で航空情報を発行することとなっており、無人航空機の飛行に関しても、同様の扱いとなる。	-	-	-
130010	(非公表)	市街化調整区域内における医療・介護複合施設開発事業	都市計画法第34条第1項	市街化調整区域であっても、市街化区域の隣接地や既存集落内の土地については、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅といった高齢者向けの入居施設の建築を許可してほしい。	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。 なお、現行においても開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には許可されることとなっている。	-	-	-
132022	公益社団法人 関西経済連合会 健康・医療専門委員会	再生医療の実用化促進・産業化拡大	建築基準法施行令126条の2 他	OPCに関する基準の緩和: 排気装置設置を条件とした排煙設備設置要件の緩和	建築基準法施行令126条の2の規定においては、火災時に発生する煙やガスが避難行動を妨げ、一酸化炭素中毒などの死傷事故を引き起こしている例を踏まえ、煙対策による人命の安全性を確保するため、一定の建築物に排煙設備の設置を求めている。 なお、現行基準においても、排煙に関する規定を含めた避難安全性については性能規定されており、内装材料や室内に置かれる可燃物などに応じて発生する煙に巻かれる前に、在館者が安全に避難できる計画になっていることを確認することができれば、排煙設備の設置を免除することができる。	-	-	-
135060	熊本県	中山間地域における農業を基軸とした地方創生	「道の駅」登録・案内要綱2のへ	「道の駅」登録・案内要綱において、「道の駅」の設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体とされているが、市町村に代わり得る公的な団体として農協を対象に追加する。	「道の駅」は、道路利用者が安心して休憩できる場としてだけでなく、福祉、防災、観光、文化、地域経済など行政(市町村)が抱える様々な分野の課題を解決する場であることから、市町村に代わり得る公的な団体の一部を例外的に認めているが、市町村が設置する公共施設であるため、現行制度においては、農業協同組合を設置者とするとは困難である。 なお、「道の駅」の設置者の範囲を拡大することについては、公共的な役割を果たすことが担保されるよう、地方公共団体が何らかの形で設置者に対して関与することが必要である。この関与のあり方について検討して参りたい。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
136030	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市	県境を越えた連携により、交通結節機能を最大限活かす。九州における「新たな地域集積構造」構造特区～「一生涯働けるまち」モデルの創出～	①旧都市計画法第34条10号イ(H19.11.30廃止) ②都市計画法第13条第1項第7号	① 企業の進出意欲に対応するため、鳥栖ジャンクション周辺に限り、市街化調整区域の大規模開発をより迅速に実現すべく、先に廃止された基準(都市計画法第34条第10号イ)と同等に開発許可基準を緩和する。 ② 市街化調整区域の大規模開発を用途制限付きで許可すべく、都市計画法第13条第1項第7号を緩和する。	① 現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。 ② 市街化調整区域で、用途地域が定められていない土地の区域であっても、地区計画を定めることにより、建築物等の用途の制限を定めることができる。		我々の特区提案は、4方向への展開が可能で、全面的にも3大都市圏・県庁所在地以外には存在しない稀有な特性を有する「鳥栖ジャンクション」に隣接する鳥栖(インターチェンジ)から概ね4キロ以内の地域(市街化調整区域含む)において、用途制限を設け、5ha以上の大規模開発を可能とする規制緩和を行うことで、スピード感をもった計画的な土地利用を目指すものです。人口減少社会を迎え、増大する人口を受け止めるための大規模開発の必要性が低下したことから法一部改正により、地区計画に一本化されたが、農振農用地の場合には、農振除外の手続きをしなければ地区計画はできないこともあり、都市計画法上の大規模開発は行いにくくなっている。	国家戦略特区での開発許可の取扱については、先にお答えしたとおりである。 都市計画法第34条の旧第10号イの基準については、人口増加に伴う宅地需要の増大を前提に、主として一定水準の基盤整備を確保する計画的で大規模な宅地開発を想定して設けられたものであるが、人口減少社会を迎える中で、住宅需要の鈍化や、本来想定されていない施設等の立地が増加したことから、今後は地区計画に一本化することで、大規模開発について都市計画手続を通じた地域の判断を要することとして廃止されたものである。 また、当該基準においても農業振興地域における農用地区域の場合には、農業振興地域からの除外手続が必要とされていた点については、現行の第10号と同じである。 なお、農業振興地域からの除外手続の詳細については農林水産省にお尋ね頂きたい。
136040	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市	県境を越えた連携により、交通結節機能を最大限活かす。九州における「新たな地域集積構造」構造特区～「一生涯働けるまち」モデルの創出～	都市計画法第13条第1項第2号、都市計画法施行令第8条第1項第1号	市の中心市街地からは離れているものの、県境を挟んだ隣接自治体の市街地と接する地域については、連続性を動かしつつ地域の実情に合った市街地形成を促し、県外隣接自治体の都市計画との連携をより一層固めるため、市街地編入の条件である「既成市街地に連続していること」という規定の弾力化を図る。	市街化調整区域における産業団地等の整備は、当該産業団地等の区域について、市街化区域への編入(県が決定権者)又は地区計画の決定(市が決定権者)等により、都市計画法第29条第1項による開発許可を受けて行うことが可能です。 なお、技術的助言である都市計画運用指針においては、既成市街地と連続しない「飛地」を市街化区域を編入する際の面積について、インターチェンジ等の公共公益施設と一体となって整備される工業、流通業務等の適地の場合には、都市施設や宅地等が適正に配置された一つの住区を形成する最低限の規模として20ha以上を目途としています。 ただし、今回の事業のように、市街化区域に編入しようとする区域が、隣接他県の既成市街地と連続しているとみなせる場合には、それらが異なる都市計画区域に属するものであったとしても必ずしも「飛地」扱いしなくてもよい場合があるものと考えられます。 したがって、まずは、県に対し市街化区域への編入等について相談するとともに、真市において地区計画制度の活用を検討していただきたいと思います。	-	-	-
137010	ユニバーサルデザインの ホテル風曜日(かぜ ようび) 【提案内容公表不可】	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
137020	ユニバーサルデザインの ホテル風曜日(かぜ ようび)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
137030	ユニバーサルデザインのホテル風曜日(かぜようび)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
137040	ユニバーサルデザインのホテル風曜日(かぜようび)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
139020	NPO法人「菜の花学舎」	市街化調整区域における開発行為に関する緩和要請	都市計画法第34条	春日井市のIC付近に規制がかかる必要性がみられない。	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。	-	-	-
143010	株式会社バドシーディング	三角表示板の設置義務は危険な作業!	道路交通法 第九条の十七 令第二十七条の六第一号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 板状の停止表示器材(次条において「停止表示板」という。)にあつては、次に該当するものであること。 イ 別記様式第五の五に定める様式の中空の正立正三角形の反射部若しくは蛍光反射部を有するもの又は別記様式第五の六に定める様式の中空の正立正三角形の反射部を有するものであること。[3] ロ 夜間、二百メートルの距離から前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。 ハ 反射光の色は、赤色であること。 ニ 路面上に垂直に設置できるものであること。 ニ 灯火式の停止表示器材(次条において「停止表示灯」という。)にあつては、次に該当するものであること[4]。 添付書類にて別紙説明あり	電波ハザードランプの義務化、標準装備であれば、悪天候でも車内で待機できるのである。トンネル内や、高架橋であった場合、避難するのは返って危険な行動なのである。(弊社、ホームページ内CG動画参照します)電波ハザードランプを選択肢に加えて頂きたい。	停止表示器材は、故障その他の理由により、高速自動車国道等の本線車両等に停止せざるを得ない場合に、交通の安全・円滑を確保するために表示が義務付けられているものである。御提案の「電波ハザードランプ」を停止表示器材として定めるためには、全ての車両が同様の装置を装備していることが必要となる。自動車運転者・使用者等の負担等も考慮すると、現時点でこれを一律に義務化することは困難と考える。 なお、特区であるか否かにかかわらず、現在定められている停止表示器材と併せて御提案の装置を使用することについては、道路交通に支障を生ずるものでなく、電波法等の各種法令に適合するものである限り、差し支えないものとする。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	当該提案は、クラクション、ウインカー、三角表示板同様、すべての車両に標準装備として設置することで効力を発揮致します。 提案を申し上げますが、一企業が遂行できる企画ではありません。国の機関、自動車メーカー、専門家他での協議が必要だと思いますので、その機会を設けて頂きたく存じます。当該提案に関し行っていない条件が2件ございます。①インターネットなどによる事故車両地点検索、自動操縦との連結、②特許の侵害であります。 ①は、繋がることによる危険性であり、ハッキングによりテロの温床になり兼ねません。 ②は、似ているというだけで、複製になったオリビックのエンブレムのこの類になるからです。当該提案は、①、②とも徹底研究の未なされたものであります。	特区であるか否かにかかわらず、現在定められている停止表示器材と併せて御提案の装置を使用することは、道路交通に支障を生ずるものでなく、電波法等の各種法令に適合するものである限り、差し支えないことについては、以前行った検討要請に対する回答のとおりである。 なお、今回いただいた再検討要請について、事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等は存在せず、本特区制度における検討対象ではないものとする。

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
146010	大阪医薬品協会	再生医療等製品の製造設備(OPC)について	建築基準法・施行令・121条・1項・6号(口)	細胞製造設備(OPC)においては、作業の性質上、設備を熟知した人員が作業をするため、避難方向の二方向性を要件より外して頂きたい。	2以上の直通階段を設けて2方向に避難路を確保することは、火災時に一方が通行不能となった場合にも、他方へ避難できる道を残してより安全性を高めることを目的としたものであるため、設備を熟知した人員が作業する場合であるかどうかに関わらず、当該規定を緩和することはできない。	-	-	-
146020	大阪医薬品協会	再生医療等製品の製造設備(OPC)について	建築基準法・施行令・126条の2	細胞製造設備(OPC)においては、通常、排気装置は設置するため、排煙設備の代替となり得る。排気装置が設置されている場合、排煙設備の設置を要件より外して頂きたい。	建築基準法施行令第126条の2の規定においては、火災時に発生する煙やガスが避難行動を妨げ、一酸化炭素中毒などの死傷事故を引き起こしている例を踏まえ、煙対策による人命の安全性を確保するため、一定の建築物に排煙設備の設置を求めている。 なお、現行基準においても、排煙に関する規定を含めた避難安全性については性能規定化されており、内装材料や室内に置かれる可燃物などに応じて発生する煙に巻かれる前に、在館者が安全に避難できる計画になっていることを確認することができれば、排煙設備の設置を免除することができる。	-	-	-
154053	茨城県、笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特区	建築基準法第87条 建築基準法施行規則第3条の2 建築基準法第35条の2 建築基準法施行令第128条の4、第129条 「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて」(平成17年1月17日国土指第2496号)	・「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて」(平成17年1月17日国土指第2496号)において、農林漁業者が営む農山漁村余暇法2条5項に規定する農林漁業体験民宿業として住宅の一部を利用する場合、客室床面積33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上「住宅」として扱う旨の通知がなされているところ。 ・本提案における「陶芸民宿」(宿泊とともに陶芸体験等のサービスを提供する窯元等)について、農家民宿と同様に建築基準法上の「旅館」と扱わないこととする。	ご提案の「陶芸民宿」については、どのようなものかを明確にさせていただいたうえで、改めてご提案願いたい。	右提案者からの意見及び「陶芸民宿」の概要を示した追加資料を踏まえ、提案内容を再度検討し、提案内容実現の可否について、回答されたい。	・陶芸民宿は、窯元(かまもと:陶磁器製造業者)の自宅(住宅)の一部又は従業員宿舍に客を宿泊させ、工房(陶磁器を製造する場所)でろくろ回しや絵付けなどの陶芸体験や食事を提供することを内容とする。 これについて、農家民宿と同様、客室床面積33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上「住宅」として扱っていただきたい。	ご提案の陶芸民宿の営業形態は、宿泊営業と考えられ、この場合、旅館業法の営業許可を受ける必要があると考えられます。今般、旅館業法施行令の改正により、宿泊者の人数を10人未満とする場合についても、33㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積以上の延床面積の客室を有する場合には、簡易宿所営業の許可を受けることが可能となりました。こうしたものについては、建築基準法上ホテル・旅館として取り扱うこととしているため、住宅として扱うことはできません。ただし、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討しているところであり、今後は、ご提案の陶芸民宿に関しては、同会議での検討状況等を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
154054	茨城県、笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特区	道路運送法第4条 「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」(平成23年3月31日付国自旅第239号)	「陶芸民宿」が宿泊サービスの一環で行う以下の送迎輸送を可能とし、通知等において道路運送法に規定する旅客自動車運送事業の許可を要しないものとして明確化されたい。 【具体的な内容】 ①実施主体:陶芸民宿を開業する窯元(陶磁器製造事業者) ②旅客対象:宿泊客のみ(宿泊サービスの一環として行う。) ③送迎の範囲:窯元と公共交通機関の最寄駅との間を想定。周辺観光地は含まない。 ④運送料金:無償 ⑤送迎車の所有・車種:窯元(法人・個人)が所有する乗用車(5~7人乗りのセダン・ミニバン等)の使用を想定 ⑥自家用有償旅客運送事業として実施するか、無償のため当該事業に該当しないと考える。	宿泊施設等が行う宿泊客等の送迎のための輸送については、当該宿泊施設等における本来的なサービスである宿泊サービスの提供と輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであり、かつ、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、実費を含め送迎に係る運送の対価を受取していない場合に限り、当該宿泊施設等の最寄り駅等と当該宿泊施設等との間で行われる輸送については、道路運送法上の許可は要しないとしているところ。 陶芸民宿においても、同様であり、宿泊サービスの提供と輸送が密接不可分である等、要件の範囲であれば、現行制度においても実施可能である。	-	-	-
155012	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン(農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大)	道路運送法第78条第2号	有償輸送を行える者に、農事組合法人を加える。	農事組合法人は、農業者が集まって農産物を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当している。 今回例示のあった地域に密着した生活サービス事業の例のうち、食料品の販売については、自らが生産する農産物の販売は現行制度上実施可能である。また、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業古来の伝統的業務の多角化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株式会社への組織変更の制度(簡易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社とすることができるとして)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。 なお、株式会社においても定款に定めをおくことにより1人1議決権的な運営も可能となっている。 また、自家用有償旅客運送の実施団体は道路運送法施行規則で同令第48条各号に列挙する非営利性を前提にした団体に限定しているところである。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	貴省回答第1段落目記載の制度趣旨は理解するが、民間企業が撤退し、主要な担い手が農事組合法人に限られる地域もある中で、なぜ集落存立に不可欠な生活サービス事業に参入する途を開くことができないのか、理由をより明確に示していただきたい。 また、株式会社への組織変更制度や、定款の定めにより一人一議決権的な運営が可能などについては承知しており、その上で、株式会社化が、多数の組合員の合意に膨大な労力と困難さが伴うことや、従事分量配当など農事組合法人ならではのメリットが損なわれることなど、参入を検討する上で大きな障害となっているため提案しているものである。以上を踏まえ、再検討をお願いしたい。	農事組合法人は、農業者が集まって農産物を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態である。 このため、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、多角的に行う場合には、簡単な手続で現在の法人を解散することなく株式会社と組織変更できるよう、制度的に手当しているところである。 なお、株式会社への組織変更は、農事組合法人が事業変更するための定款変更と同様に、総会で3分の2以上の議決を得るという手続を履けば行えるよう措置されているところであり、株式会社への組織変更の手続が、農事組合法人の事業変更のための定款変更手続と比べて特に加重なものとはならない。
155030	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン(地方空港における運用時間の延長に関する手続の簡素化)	平成20年1月22日付け東空保第16号版空保第138号 「空港の運用時間変更に係る手続について」	空港の運用時間延長に係る地元同意がある場合には、「延長時間帯での運航計画」が構想等の段階であっても、航空保安要員業務に従事する国土交通省航空局職員の増員を要しない範囲であれば、空港運用時間の延長を可能とする。	要望書の提出時期については、既に個別の事情に応じて柔軟に対応しているところであるが、ご提案の趣旨を踏まえて、空港設置管理者による空港運用時間の変更をより柔軟に行うことができるよう地方航空局達(平成20年1月22日付け東空保第16号版空保第138号)を見直し、平成27年11月20日に改正したところである。なお、実際に国土交通省地方航空局が航空保安業務を提供する時間については、業務の効率的な遂行の観点から引き続き運航計画に基づき適切に設定して参りたい。	-	-	-
155050	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン(インバウンド推進のための外国人スキーインストラクターの確保)	出入国管理及び難民認定法第7条 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	スキーインストラクター実務経験は1年のうち実務3ヶ月程度と換算されているが、3シーズン以上の実務経験を備える外国人については、在留資格要件を緩和する。	スキーインストラクターの在留資格要件については、「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、「日本で本格的にスキーを楽しむ外国人旅行者が増加していることを踏まえ、外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、早期にスノーリゾート関係者のニーズ調査を実施し、実務経験年数要件に替わる要件の検討を進め、本年度中に結論を得る。」とされており、これに基づき関係省庁において検討を行うこととなっている。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	外国人観光客が増加する中で、外国人スキーヤーのサービスを向上させるため、引き続き前向きな検討をお願いしたい。	実務経験年数要件に替わる資格要件について、観光庁が実施したスノーリゾート関係者のニーズ調査結果を踏まえ、一定のスキーインストラクター資格を有することを代替要件として認めることとし、法務省令が改正され、新たな告示が制定されたところ(いずれも平成28年7月22日公布・施行)。

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
155060	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン(道の駅内の道路区域における道路占用許可の緩和)	道路法第32条	道の駅内の道路区域における工作物等の占用については、地方の裁量で許可できるようにする。	道路の占用は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが大きいため、道路の占用許可を行う者は、当該道路の構造、状態、周辺環境等を的確に把握、管理している道路管理者である必要がある。 なお、道の駅内の道路区域においても、道路法令の規定に該当する物件については、法令に定める基準に適合し、道路管理上の支障がない限り、占用許可をすることは可能である。	-	-	-
155070	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン(道の駅内の道路区域における道路占用許可の緩和)	道路法施行令第7条	道の駅内の道路区域については、無余地性の原則を適用しないこととする。	道路は道の駅の構内の道路区域を含めて、一般交通の用に供することを本来目的としていることから、隣接する地域振興施設等の道路区域外において、工作物等を設置する余地がある場合には、道路区域外に設置すべきであると考えている。 なお、道の駅内の道路区域においても、隣接する地域振興施設に余地がないと認められる場合には、無余地性の原則の下でも、道路占用許可は可能と考えられる。	-	-	-
155080	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン(下水道施設によるし尿等の処理について)	下水道法	下水道事業の範囲を拡大し、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付ける。	下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とすることは困難であると考ええる。 なお、し尿等を下水道施設に受け入れるための施設の扱いについては、国土交通省と環境省で連携し、検討する。	-	-	-
157011	個人(スポーツ特区推進研究会)	スポーツの場所を充実させる「スポーツ特区」	建築基準法第86条の7、建築基準法施行令第137条の2、第137条の7、第137条の12～15	一定の既存不適格建物について、増改築時に建築基準法を適用しない扱いとする。例えば、既存不適格建物の増改築時に、倍数を緩和する。	既存不適格建築物に増築等を行う場合には、建築基準法第3条第3項では、建築物の質的水準の維持向上の観点から、原則として既存部分を含めて建築物全体を現行規定へ適合すべきことを要求しているが、わずかに手を加えるだけで建築物全体を現行規定へ適合させなければならないことは、経済的に不合理であることから、一定の範囲内で増改築等を行う場合に限り、既存部分への規定の適用を緩和している。 また、一例として取り上げられた用途規制の既存不適格建築物に対する増改築の際の現行規定適合に関する緩和措置については、用途規制は、地方公共団体が定める都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに市街地の環境を保全するための制度であるため、原則として、増改築等の際に、建築物全体を現行規定へ適合させることを求めているところである。しかしながら、用途の既存不適格建築物の継続利用の範囲内と認められる場合に限って例外的に増改築を認めていることから、更に緩和することは困難である。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
157020	個人 (スポーツ特区推進研究会)	スポーツの場を充実させる「スポーツ特区」	用途地域による建築制限につき、都市計画法第8条、第9条、建築基準法第48条、市街化調整区域の開発制限につき、都市計画法第34条	建築基準法の規制を緩和し、たとえば、第二種中高層住宅専用地域における体育館や屋外水泳プールの建築を認めるとか、第一種中高層住宅専用地域における多目的運動広場の建設を認める。 市街化調整区域内の開発行為の要件を緩和し、一定のスポーツ施設も建築できるようにする。	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。 なお、体育館等についても、立地可能な用途地域が定められているところであるが、特定行政庁が個別計画に応じ、周辺の市街地環境への影響等を踏まえ許可した場合や、特別用途地区や地区計画を活用して、条例によりこれらの用途に供する建築物の用途規制の緩和を定めた場合には、ご要望の用途地域で建築することが可能である。 現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けるときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。	-	-	-
158040	個人 (スポーツ特区推進研究会)	子どものスポーツ環境を充実させるための「スポーツ特区」	道路運送法第2条、第4条、第78条第2号、第79条、第80条 道路運送法施行規則第48条、第49条、第51条の4、第51条の15、第52条	市町村単位の限定された地域においては、利用者を子どもやその保護者、指導者に限定し、発着を試合や練習場所と学校や自宅近辺の住居に限定し、対価をガソリン代・高速代等の実費のほか、一定限度の日当に限定するなどして、その範囲で国土交通大臣の登録しない許可を不要として要件を緩和する。	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、旅客を運送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、原則、旅客自動車運送事業(バス・タクシー等)の許可を取得する必要がある。 他方、バス、タクシーのみによっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送の確保が困難であると認められる場合に、これらを補完するための運送であって、運営協議会の合意を得た場合は、公共の福祉を確保する観点から、例外的に自家用自動車により有償運送を行うことが可能である。 よって、利用者から頼の多少に関わらず、運送に係る日当などを収受する場合は、運送事業の許可等を受ける必要がある。 ただし、主としてボランティア活動の一環として実際の運送が行われなかった場合には発生しないことが明らかな費用(ガソリン代、道路通行料、駐車場料金に限る)のみを収受する場合においては、許可等を要さなくとも運送を行うことができるとしている。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。い。	道路運送法の趣旨は国土交通省の指摘する通りであるが、本提案は、地域の子育て家庭の負担を軽減することにより、スポーツの活性化を図り、スポーツを通じた地域の交流機会を創出することが目的であり、地域を限る等特区としての対応が必要と考えられる。公共交通機関が発達していない地方では車での移動は必須である。自家用バスを保有している学校や少年スポーツチームであればバスで移動できるが、そうでなければ保護者等が子どもを車で送迎するほかない。これは家庭にとって大きな負担であり、その余裕がない家庭はスポーツをする機会を失うことになりかねない。 このため、交通空白地域においてスポーツ活動を行う子どもやその家族等の送迎のための自家用バスを有償貸渡しの場合は、道路運送法第80条許可を不要とする等、関連法令の規制を緩和して、自家用バスを別の個人や団体から有償で借りたり、運転手の日当の負担と合わせて自家用バスを借り受けたり、自家用自動車を有償で相乗りすることを認めるなど、地域や目的に限って、自家用自動車(自家用バスを含む)の使用範囲を見直す対策を検討すべきである。 なお、いずれも代替措置として任意保険の加入を義務づけることとし、無許可・未登録の場合の収受する対価の範囲、走行距離、頻度、運理理由等について一定の条件を付すこと等により、輸送の安全、利用者の保護を図る。	地域の子育て家庭の負担を軽減することにより、スポーツの活性化を図り、スポーツを通じた地域の交流機会を創出することは重要であると考えられるが、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用し、旅客を運送する場合においては、輸送の安全の確保が前提とされるべきものであり、原則、旅客自動車運送事業(バス、タクシー等)の許可を取得する必要がある。 他方、一定の要件の下に、例外的に自家用自動車により有償運送を行うことは可能である。 よって、利用者から頼の多少に関わらず、運送に係る日当などを収受する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、運送事業の許可等を受ける必要がある。 ただし、主としてボランティア活動の一環として実際の運送が行われなかった場合には発生しないことが明らかな費用(ガソリン代、道路通行料、駐車場料金に限る)のみを収受する場合においては、許可等を要さなくとも運送を行うことができるとしている。 自家用自動車を有償で貸し渡すことについては、運送事業の類似行為を防止する観点から、許可の取得を必要としており、当該類似行為に該当する場合には、有償貸渡しの許可ではなく運送事業の許可が必要となる。車両の買渡に合わせた運転手を提供する行為は、運送事業の類似行為に該当し、運送事業の許可が必要となる。当該買渡が運送事業の類似行為に該当するかどうかは、実態を見極めた上で判断されるものであるため、運輸支局等に相談された。
160030	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアハロー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	道路運送車両の保安基準第10条	自動車の装置を基準緩和する。	ご要望の道路運送車両法上の保安基準の緩和については具体的な提案内容が不明であるため具体的な回答が困難であるが、自動運転車においてもその構造、装置及び性能について現行の保安基準を満たしていれば、道路運送車両法上は特別な手続きなく、公道での実証実験が可能となっている。また、保安基準に適合しない車両であっても、道路運送車両の保安基準第66条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けることで試験走行が可能である。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
160040	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	国家戦略特別区域法第17条	既存メニューを活用し、オープンカフェの設置等、まちなか活性化策を進める。	オープンカフェについては、道路法施行令第7条第八号に該当し、現行制度においても、道路管理者の許可を受ければ、道路上に設置が可能である。	-	-	-
160090	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	旅行業法第4条、第7条等 旅行業法施行規則 等	観光協会や行政が主体となった組織が、募集型企画旅行の取り扱いができるよう、旅行業法等に営業保証金や業務取扱範囲について特例を設ける。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業者等に対し、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。こうした消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が観光協会や行政である場合であっても遵守されるべきものであり、観光協会や行政について旅行業法を緩和する旨のご提案を認めることはできない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	長野県上伊那(駒ヶ根)地域では、着地型旅行商品を開発し販売する民間事業者(受入側)が少ない。地域の観光協会(地域限定旅行業のみ)が観光事業に取り組んでいるが、扱える旅行範囲に限られ、都市圏等発着の募集型企画旅行を扱えない。また、民間事業者が取り組みにくい中、行政と共に地域の観光協会が第2種旅行業者となるには、営業保証金などの負担も課題である。首都圏等から地方への地方創生の人の流れを創りだす施策を進め、雇用促進や地域経済の活性化に繋げるため、旅行業法の要件の見直しを求める。具体的には、地域限定旅行業の業務取扱範囲を首都圏や中京圏まで拡大する。もしくは、第2種旅行業に求められている営業保証金を減額する。なお、法の趣旨及び目的は理解しており、独自の保険加入等により消費者保護は確保できると考える。	ご案内のとおり、旅行業法に基づく、営業保証金の供託義務や旅行業務取扱管理者の選任義務等の義務は、旅行者が、旅行中の旅行者の生命・身体・安全等に対する重大な責任を負担することに鑑みて設けられたものである。そして、旅行者が自ら企画する旅行の範囲が大きくなければなるほど、参加者及び事故発生リスクが増え、旅行者の責任が大きくなることから、旅行業法は、自ら企画する旅行の範囲に応じて、第一種から地域限定までの4種類の業務区分を設け、これに応じた金額の営業保証金の供託を求めている。 上述の旅行者の責任については、旅行業の実施主体が「観光協会や行政」が主体となる場合でも同様であり、ご提案の地域限定旅行業の業務範囲の大幅な拡大や、旅行業法の適用除外は認められない。
162030	東京都、足立区、板橋区、江戸川区、大田区、葛飾区、杉並区、世田谷区、中野区、練馬区、目黒区、北区、昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市、日の出町、瑞穂町	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
165020	一般社団法人パブリック・プレイス・パートナーズ	道路空間の自由化(道路空間の公園化)	都市公園法施行令第2条	「特例道路公園事業」により、道路空間の一部を広場空間のように活用しやすい区域に設定する。具体的には、都市公園の設置基準に、道路を追加する。	内容について提案者に追加で確認したが、具体的に求めている内容が不明瞭であるため、当省への提案として受け付け、対応することが困難。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
166010	一般社団法人パブリック・プレイス・パートナーズ	道路空間の自由化(道路空間を公園空間に移管した場合の隣壁)	道路法第92条第1項	「国家戦略道路不要物件活用事業」により、道路区域の変更手続きや管理を迅速化し、道路空間を公園区域などに活用しやすくする。	<p>不用物件について、従前当該道路を管理していた者に対し、一定期間の管理を義務付けているのは、</p> <p>①当該不用物件を道路事業に活用することを優先して、他の道路管理者による検討及びこれを使用したい旨の申し出に必要と考えられる期間を確保し、道路管理者間における協議及び調整を可能とする</p> <p>②従来の利用者である沿道住民の通行上の便益を考慮し、一定期間の機能存続が必要であるとの趣旨によるものであり、①に必要な期間を考慮して設定されているものである。</p> <p>このため、ご提案にあるような管理期間の縮減を行うことはできない。</p> <p>なお、現時点で寄せられている情報では、スケジュールを考慮して計画的な道路区域の変更を行えば十分足りるものと考えられ、道路法第92条第1項の規定がどの程度支障となっているのか明らかでないことから、更なる検討が必要である場合は、この点を具体的に明らかになれる必要があることを申し添える。</p>	-	-	-
167010	三菱地所株	大街区化における廃道許可手続きの簡素化	道路法第10条3項(路線の廃止又は変更)	都市計画決定等で確定した場合は、道路法上の路線変更、廃止のための議会承認手続きの免除	都道府県道又は市町村道は、その目的や機能から直接住民の利害に関係する道路であり、路線の認定や廃止については住民の意思を十分に反映させる必要があるととも、道路管理者である地方公共団体の財政負担に影響を及ぼすことから、当該地方公共団体の議会の議決を経ることとしているものであり、議会の議決を免除することは困難である。	-	-	-
169010	三菱地所株	非常用発電機用オイルタンクの燃料の貯蔵量上限の緩和・撤廃	建築基準法第48条(用途地域等) 建築基準法施行令第130条の9(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物) 危険物の規制に関する政令第12条第1項第1号、同第4号(屋内タンク貯蔵所の基準)	屋内や屋上における非常用発電機用燃料の貯蔵量上限を緩和(もしくは撤廃)して頂きたい。	<p>建物内に屋内貯蔵タンクを設ける場合、タンク専用室に設ける一の屋内貯蔵タンクの容量に設けられている上限については、危険物の漏えいや火災を建築物の一部分に局限化し、もって危険性を低減させるとともに、そこから建物内他の部分への漏えい、延焼がないように規定されているものである。屋内や屋上で大量の危険物が漏えい、火災が起った場合には、建物全体へと延焼する危険性が非常に高いこともあり、一方所で大量の危険物を取り扱うことは危険である。また、大量の危険物を建築物の屋上や屋内に貯蔵すると、火災の場合、近隣に与える影響が大きいため屋内での消火救助活動に重大な影響を与えるおそれがあると考えられる。そのため、タンクの容量を増やすことは困難と考えられるが、タンク専用室を複数設けることにより非常時に使用出来る日数分の燃料を貯蔵することが可能である。</p> <p>また、引火点が70度以上の第3石油類である運油を屋内タンク貯蔵所として貯蔵する場合は、壁、柱、床及びはり等を耐火構造としたタンク専用室にタンクを設ける等の対策により、平屋建て以外の建物貯蔵することは現行規定でも可能である。</p> <p>また、建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。</p> <p>ご指摘の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物についても、用途地域ごとに危険物の貯蔵量を定めて制限しているが、定められた危険物の貯蔵量を超えるものについても、特定行政庁が個別計画に応じ、周辺の市街地環境への影響等を踏まえ許可した場合には、ご要望の用途地域で建築することが可能である。</p>	<p>右提案者の意見及び「災害時非常用電源設備の強化等による危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会(※)」において、災害時における事業継続時間の長期化等により、燃料の貯蔵量や消費量が増加している非常用電源設備に関して、危険物の貯蔵又は取扱いの実態やニーズ等を調査し、関係する危険物規制の合理化の必要性及び必要安全対策について検討すると、とされていることと踏まえて、回答された。</p> <p>(※)提案主体からの意見に記載された検討会の正式名称。</p>	<p>建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。</p> <p>ご指摘の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物についても、用途地域ごとに危険物の貯蔵量を超えるものについても、特定行政庁が個別計画に応じ、周辺の市街地環境への影響等を踏まえ許可した場合には、ご要望の用途地域で建築することが可能である。</p> <p>なお、ご指摘の検討会については、消防法に基づく危険物規制の合理化の必要性等を検討するものであり、建築基準法に係る市街地環境に及ぼす影響等を検討するものではないこと</p> <p>平成28年度末に報告書とりまとめの予定であり、また、どのような結果の報告書がとりまとめられるか不明であることから、当該検討会において用途規制の見直しを行うための根拠となる技術的知見が得られる保証はなく、回答することは困難である。</p>	
170010	三菱地所株	工事中の計画変更時における避難安全検証大臣認定再取得手続きの短縮(若しくは免除)	建築基準法施行規則第3条の2(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更) 建築基準法施行令第129条の2(階避難安全検証法) 建築基準法施行令第129条の2の2(全館避難安全検証法)	大臣認定制度は、建築基準の性能規定に伴い、高度な検証方法で検証した建築物について、建築主事等による審査が困難であることから、国土交通大臣が認定することとしている。 <p>ご提案にある内装変更等により検証に係る計算等が変わると、変更内容によっては必要な技術基準を満たさない場合、又は、大臣認定を受けた性能の範囲を外れる場合があることから、大臣認定を再度取得していただくこととしている。</p> <p>ご提案の「避難安全検証」に関与しない、若しくは「避難上明らかに安全側である変更」については、建築主事が、変更内容が避難安全検証に関与しない、又は避難上明らかに安全側であると判断することには不確実性があることから、軽微な変更し避難上明らかに安全側である変更については、工事中の変更の手続きを要しない扱いとして頂きたい。また避難安全検証上、明らかに安全側の変更も同様の扱いとして頂きたい。</p>	<p>右提案者からの意見や踏まえ、計画変更手続きを不要とする仕組み創設の可否及び「あらかじめ検討」以外の対応の可否につき、大臣認定再取得にかかる手続的負担を十分に考慮したうえで、理由を明確にして回答された。</p>	<p>「建築主事が…と判断することには不確実性がある」とご回答頂きましたが、認定とり直し不要と判断するための一定の基準を作成頂き、踏まえ、計画変更手続きを不要とする仕組み創設の可否及び「あらかじめ検討」の活用もご回答頂きましたが、着工前のテナント未確定段階で、起こり得るテナント間仕切り切りの全てを網羅することは現実には不可能で、テナント要望のレイアウトが必ずしもあらかじめ検討に合致するものではなく、「あらかじめ検討」だけでは計画変更手続きをこなすことが難しいため、「あらかじめ検討」以外での対応を要望致します。</p>	<p>大臣認定制度は、建築主事等による審査が困難である高度な検証方法により検証した計画について、国土交通大臣が認定する制度であり、建築主事等の判断により計画変更手続きを不要とする仕組みを創設することは大臣認定制度の主旨にそぐわないため、対応は不可能です。</p> <p>なお、認定の際の検討範囲を超えて設計内容に変更がある場合に限って、再度認定を取得していただくこととしていますが、建築計画の変更に対応できるよう、あらかじめ想定される内容を含めた計画に対して、構築方法等の認定を実施する運用も行っているところで、これ以上の具体的な回答については、実際に支障になっている事項について個別にお示ししたいた上で検討させていただきます。</p>	

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
171010	三菱地所㈱	大学(大学院)サテライト教室に関する用途規制緩和	<p>建築基準法第87条 (用途の変更)に対するこの法律の準用)</p> <p>建築基準法施行規則第3条の2 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)</p>	<p>社会人向けキャンパスの建築基準法上の用途を「学校」ではなく「事務所」として認めて頂きたい。</p>	<p>建築基準法は、用途ごとに安全性等に関する最低基準を定めており、その用途に応じた技術基準に適合させる必要がある。</p> <p>学校は、講義室等多数の人が日常的に集まって使用する居室などがあることから、安全に避難できるよう、防火上主要な間仕切壁に関する規定の適用を求めているなど、事務所の用途と比較してより安全に配慮した技術基準を求めている。このため、ご提案のあった社会人向けキャンパスは、安全性等の観点から、建築基準法上の用途を事務所として取り扱うことはできない。</p> <p>なお、防火上主要な間仕切壁の規定については、平成26年の制度見直しにより、スプリングラーの設置で代替できることとするなど、規制の合理化を行っている。ただし、国土交通省としても、既存ストックの有効活用は大変重要な政策課題であると認識していることから、具体的な支障を明確にいただいた上で、改めてご提案願いたい。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、通常オフィスと大規模な講義室を有せずゼミ主体の活動のための小規模教室しかない大学院のサテライト教室との異同を明確にし、また、大臣認定物件等での認定と直しの手続的負担や、積載荷重規定が制約となっており、既存ストックの有効活用が十分に図れない事情を考慮したうえで、提案内容の実現の可否について、回答されたい。</p>	<p>「……、ご提案のあった社会人向けキャンパスは、安全性等の観点から、建築基準法上の用途を事務所として取り扱うことはできない。」とのご回答頂きましたが、社会人向け大学院のサテライト教室は、その性格上広い講義室で多数の人数を集めての講義を行うものではなく、人数の少ない研究やゼミ主体の活動となるため、実態は通常オフィスと同じと言えます。例えば、0.0m以上の講義室を有しない場合は、**等の面積的条件などを加えることにより事務所扱いとして頂くことはできないでしょうか。特に、大臣認定物件等での用途変更のための審査手続期間や学校としたときの積載荷重条件が事務所と異なる点などが高いハードルとなっています。</p>	<p>社会人向けキャンパスについては、講義室等多数の人が日常的に集まって使用する居室があること以外にも、生徒が毎年入れ替わる等不特定の人が利用することからも、事務所の用途と異なる基準を適用させるべきと考えております。</p> <p>なお、具体的支障として挙げられた積載荷重については、実況に応じた計算することとしていることから、個別の計画に応じて荷重条件を設定することが可能となっています。</p> <p>また、他の支障については、詳細にお話を伺いたいのので、個別にご相談いただければと思います。</p>